

大阪府道高速大阪池田線等に関する
維持、修繕その他の管理の報告書
(令和4事業年度)

2023年11月



阪神高速道路株式会社

目 次

	ページ
第 1 章 基本的方針・管理の水準等	1
1-1. 基本的方針	1
1-2. 管理の水準	1
1-3. 対象路線	2
第 2 章 高速道路管理業務の実施状況	3
2-1. 安全・安心の追求	3
2-1-1. 資産健全度の確保	3
2-1-2. 本線事故の削減	24
2-1-3. 自然災害への対応等	30
2-2. 快適・便利の向上	33
2-2-1. 定時性・確実性の確保	33
2-2-2. 情報提供の多様化・高度化	38
2-2-3. 休憩施設の安全性・利便性向上等	39
2-2-4. 高速道路の利用促進・ETC の普及促進	42
2-3. 環境保全への貢献	47
2-3-1. 道路設備の省エネルギー対策	47
2-3-2. その他の取り組み	48
2-4. 日々の業務の着実かつ継続的な実施	49
2-4-1. 確実で心のこもった料金収受	49
2-4-2. 不正通行対策	50
2-4-3. 高架下管理業務	50
2-4-4. 交通管理業務	51
2-5. お客さま満足（CS）実現に関する取り組み	54
第 3 章 高速道路管理業務に関する各種データ	55
3-1. 高速道路管理業務に要した費用等	55
3-1-1. 計画管理費	55
3-1-2. 修繕費（債務引受額）	57
3-1-3. 特定更新等工事費（修繕）（債務引受額）	58
3-2. アウトカム指標等一覧	59
《参考》 道路資産データ等	63
①道路構造物延長	63
②交通量	63
③ETC 利用率	63
④異常気象による通行止め	63

第1章 基本的方針・管理の水準等

1-1. 基本的方針

阪神高速道路は、258.1km（令和5年3月末時点）のネットワークを有する関西都市圏の大動脈です。

阪神高速グループは、「先進の道路サービスへ」をグループ理念として掲げ、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献するため、様々な施策に取り組んでいます。

阪神高速グループでは、2030年のありたい姿を示した「阪神高速グループビジョン2030」（2016年4月策定）を実現するための具体的な計画として、2023年4月に「中期経営計画（2023～2025）」を策定し、今後3年間で取り組む重点施策や数値目標を掲げ、各施策を着実に推進しています。その中では、リニューアルプロジェクトの本格実施や災害対応力の強化など、お客さまの安全・安心の提供に関する取り組みを最優先課題に掲げています。このほか、関西の成長に向けたネットワーク整備の着実な推進、交通事故削減や新たなPAの整備等のお客さま満足向上の取り組み等についても盛り込んでいます。本計画の確実な達成に向けて、阪神高速グループ一丸となって取り組んでまいります。

また、南海トラフ地震等に備えた災害時におけるネットワークの機能強化や、近年頻発化・激甚化する自然災害への対応、逆走・誤進入をはじめとする安全に関わる社会的な課題も顕在化していることから、2020年3月に策定した「高速道路における安全・安心実施計画」に沿って、これらの課題に計画的かつ着実に対応してまいります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うリスクについて、感染拡大防止策の徹底と事業継続を可能とする体制構築等により適切に対応し、関西都市圏の重要な社会基盤として阪神高速道路が担う役割を果たすべく取り組んでまいります。

1-2. 管理の水準

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定（以下「協定」という。）第13条に基づき、高速道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に高速道路の維持、修繕その他の管理を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないよう努めるべく、「維持、修繕その他の管理の仕様書（令和4年12月）」（以下「管理の仕様書」という。）により高速道路の管理を実施しています。

なお、この仕様書に記載している管理水準は、通常行う管理水準を示したものであり、繁忙期や閑散期の違い、気象条件、路線特性など現地の状況に則した対応を図るため、現場の判断によって変更することがあります。

1-3. 対象路線

当社が維持、修繕その他の管理を行う対象は下表のとおりです。

対象期間	路線名等		
	路線名	供用開始時期	延長 (km)
令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 5 年 3 月 31 日	大阪府道高速大阪池田線	昭和 39 年度～平成 10 年度	30.2
	大阪府道高速大阪守口線	昭和 43 年度～昭和 46 年度	10.8
	大阪府道高速大阪東大阪線	昭和 44 年度～平成 9 年度	19.7
	大阪府道高速大阪松原線	昭和 54 年度	11.2
	大阪府道高速大阪堺線	昭和 44 年度～昭和 50 年度	13.4
	大阪府道高速大阪西宮線	昭和 56 年度	7.0
	大阪府道高速湾岸線	昭和 49 年度～平成 6 年度	41.5
	大阪府道高速大和川線	平成 24 年度～令和元年度	9.7
	大阪府道高速道路森小路線	昭和 43 年度	1.3
	大阪府道高速道路西大阪線	昭和 44 年度	3.8
	大阪府道高速道路淀川左岸線	平成 6 年度～平成 25 年度	5.6
	兵庫県道高速大阪池田線	平成 10 年度	2.6
	兵庫県道高速神戸西宮線	昭和 41 年度～昭和 44 年度	25.3
	兵庫県道高速大阪西宮線	昭和 56 年度	7.3
	兵庫県道高速湾岸線	平成 6 年度	14.3
	兵庫県道高速北神戸線	昭和 60 年度～平成 15 年度	32.3
	神戸市道高速道路 2 号線	平成 15 年度～平成 22 年度	9.1
	神戸市道高速道路北神戸線	平成 10 年度	3.3
	神戸市道高速道路湾岸線	平成 10 年度	1.2
	神戸市道生田川箕谷線 (新神戸トンネル)	平成 24 年度	8.5
合計			258.1

第2章 高速道路管理業務の実施状況

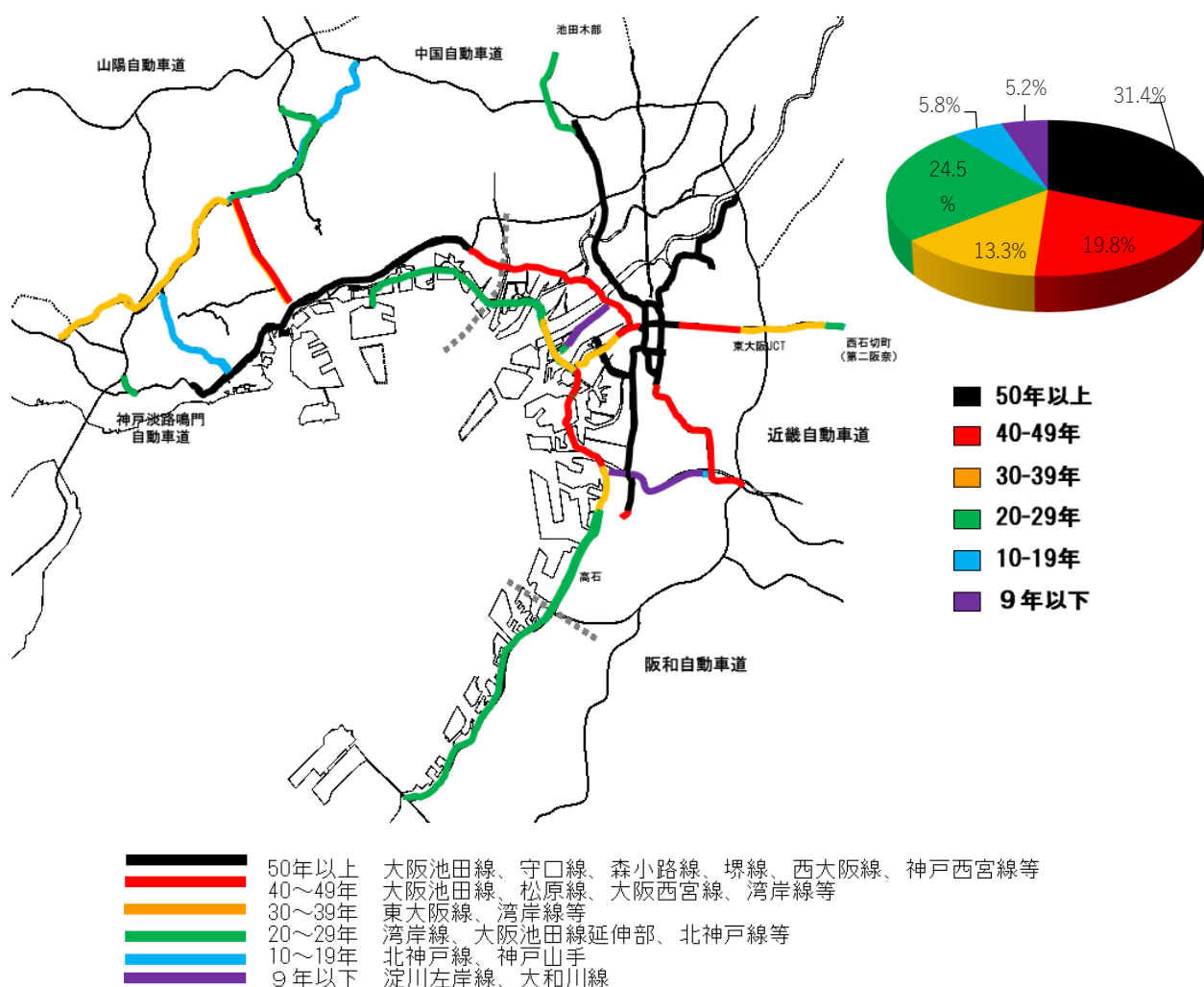
2-1. 安全・安心の追求

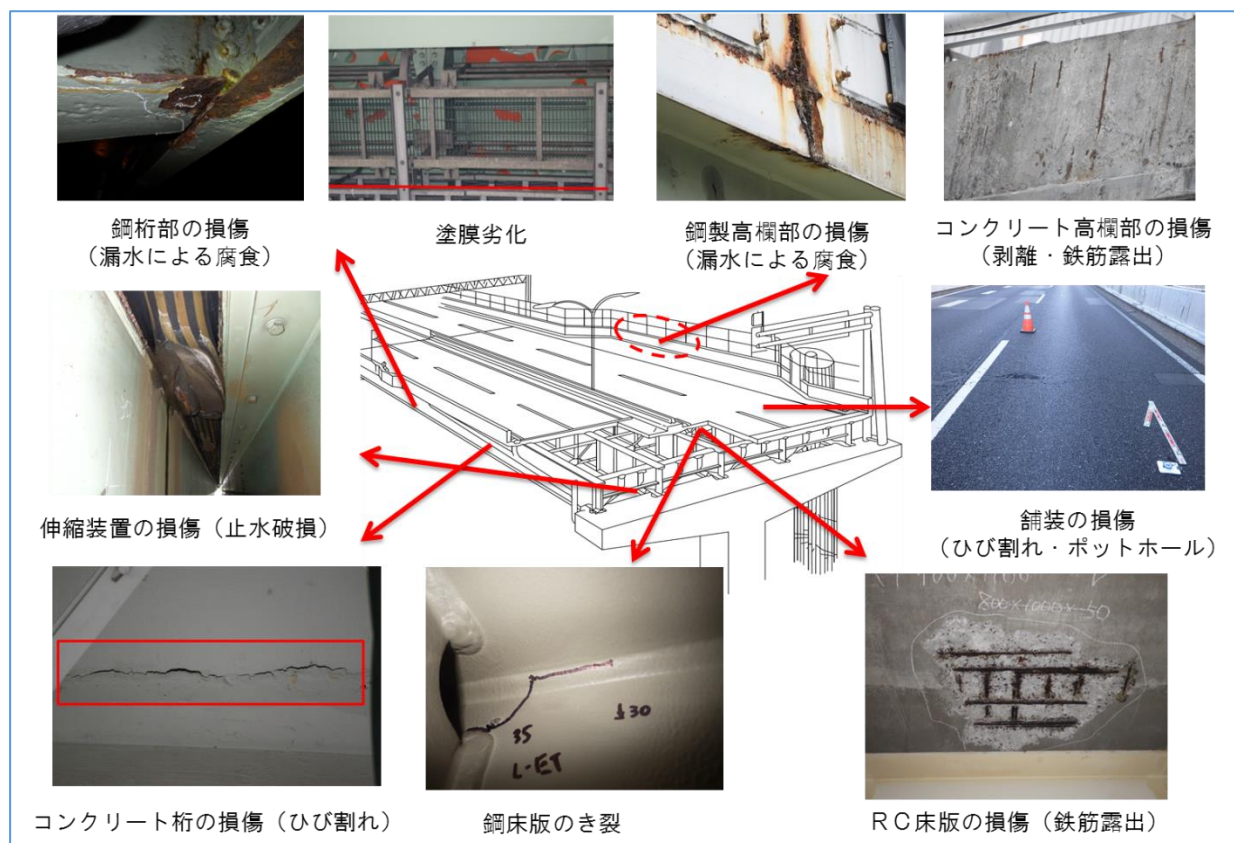
2-1-1. 資産健全度の確保

(1) 道路資産の現状

阪神高速道路の総延長のうち、経過年数50年以上の構造物が約31.4%(約81km)、40年以上が約51.2%(約132km)あり、老朽化が進んでいます。構造物比率については、橋梁やトンネルなどの比率があわせて約91%と高く、管理内容が多岐にわたります。

		供用延長				備考
		全体	土工延長	橋梁延長	トンネル延長	
全線	延長 (km)	258.1	23.6	202.1	32.4	令和5年 3月末時点
	比率 (%)	100	9.1	78.3	12.6	





道路の損傷状況

(2) 構造物の計画的な点検・補修

構造物の点検・補修を計画的に行うことにより、構造物を長く使用できるとともに、お客さまの安全・安心に寄与できると考えられるため、日頃から定期的な点検を行って構造物の健全性を把握するとともに、細やかな補修・補強を実施して機能を維持しています。

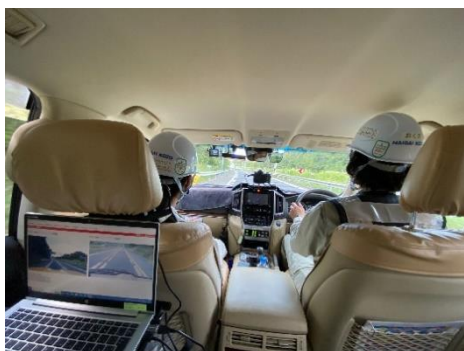
(2)-1 道路構造物の維持管理

(2)-1-1 構造物の点検

土木構造物の点検として、舗装・伸縮継手・付属構造物（遮音壁・排水設備）等の損傷や異常を早期に発見し、応急的な処理を行う日常点検（高速道路上の巡回（3回／週）、路下の巡回（2回／年）等）と、日常点検では発見することができない事象や構造物の損傷の有無、程度、進展状況を把握し、構造物健全性を把握する定期点検（近接目視（1回／5年））を管理の仕様書に基づき、実施しています。

(2)-1-1-① 日常点検の実施状況

令和4年度の日常点検は全管理延長において実施し、常に安全かつ円滑な交通の確保及び第三者への被害を未然に防止することを目的とした管理水準を満足しました。



日常点検（路上）



日常点検（路下）

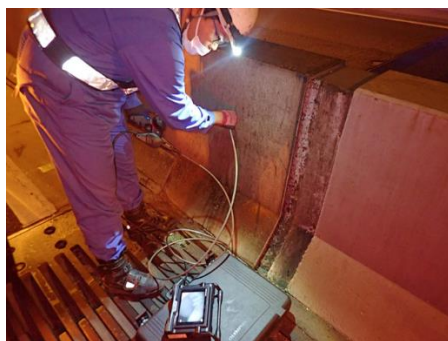
(2)-1-1-②省令に基づく定期点検の実施状況

定期点検は、肉眼により部材の変状等の状態を把握し、評価が行える距離まで接近して行い、必要に応じて、たたき及び簡単な計測を行います。また、近接目視点検困難箇所においては、ファイバースコープ、UAV（無人航空機）等の技術を活用し点検を実施しています。令和4年度の定期点検は計画通り（道路橋：56橋、トンネル：8チューブ、門型標識等：164基）実施しました。なお、令和4年度点検対象の大型カルバートはありませんでした。

■ 点検計画及び実績数量（定期点検）

対象 構造物	単位	管理 数量	R元年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5 年度	R元年度 -R4年度	点検 実施率
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	点検実施 数量	(%)
橋梁	橋	311	27	27	69	69	45	45	56	56	114	197	63%
	径間	9,797	2,326	2,324	1,842	1,832	2,210	2,212	2,001	2,001	1,428	8,369	85%
トンネル	チューブ	37	0	0	7	10	16	16	8	8	3	34	92%
大型 カルバート	基	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0%
門型 標識等	基	1,164	258	261	246	257	83	264	184	164	218	946	81%

※ 管理数量は令和5年3月31日時点の値



ファイバースコープ



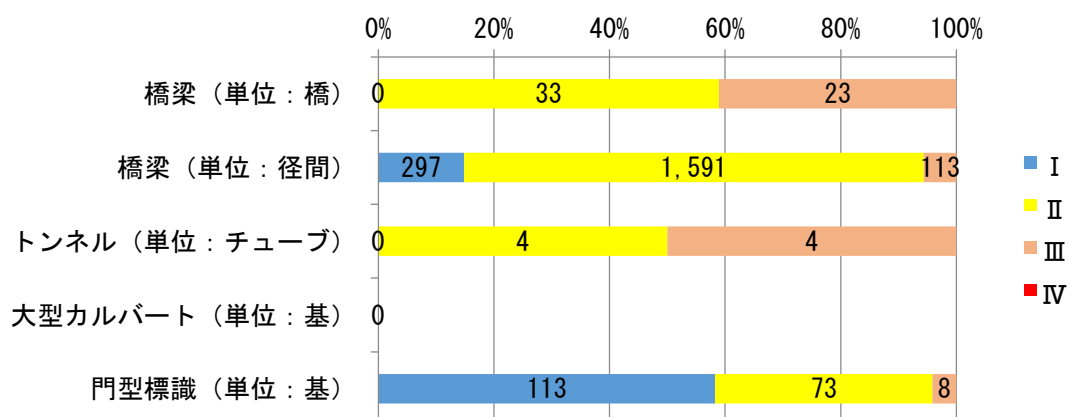
UAV（無人航空機）

(2)-1-1-③点検結果

令和4年度の点検結果を構造物別に見ると、橋梁（単位：径間）は約6%が判定Ⅲであり、今後、これらの損傷を早期に補修していく予定です。なお、判定Ⅳの損傷がある構造物は確認されませんでした。

国の判定区分		
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

■令和4年度点検箇所における省令に基づく判定区分



■平成 26 年度－令和 4 年度に点検した判定Ⅲ以上の補修状況

平成 26 年度以降に発見された損傷は次回の定期点検の実施年度末までに補修する予定としています。

点検年度	対象構造物	単位	判定区分Ⅲ施設数	H26～H30年度(補修済)	R1年度(補修済)	R2年度(補修済)	R3年度(補修済)	R4年度(補修済)	R5年度(計画)	R6年度(計画)	R7年度(計画)	R8年度(計画)	R9年度(計画)	合計
H26年度	橋梁	橋	27	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27
		径間	72	72	—	—	—	—	—	—	—	—	—	72
H27年度	橋梁	橋	10	4	4	2	—	—	—	—	—	—	—	10
		径間	76	38	22	16	—	—	—	—	—	—	—	76
H28年度	橋梁	橋	15	0	0	7	8	—	—	—	—	—	—	15
		径間	64	0	38	18	8	—	—	—	—	—	—	64
H29年度	橋梁	橋	12	2	0	5	4	1	—	—	—	—	—	12
		径間	45	9	3	14	10	9	—	—	—	—	—	45
	附属物	基	12	0	4	1	1	6	—	—	—	—	—	12
H30年度	橋梁	橋	13	0	0	2	6	3	2	—	—	—	—	13
		径間	48	0	5	5	6	18	14	—	—	—	—	48
	附属物	基	31	0	4	6	2	6	13	—	—	—	—	31
R1年度	橋梁	橋	18	—	7	0	5	2	0	4	—	—	—	18
		径間	149	—	21	0	51	23	0	54	—	—	—	149
	附属物	基	5	—	0	1	0	2	0	2	—	—	—	5
R2年度	橋梁	橋	27	—	—	0	8	0	0	0	19	—	—	27
		径間	139	—	—	0	13	7	0	0	119	—	—	139
	トンネル	チューブ	1	—	—	0	0	0	0	0	1	—	—	1
	附属物	基	8	—	—	0	0	0	0	0	8	—	—	8
R3年度	橋梁	橋	17	—	—	—	0	8	0	0	0	9	—	17
		径間	180	—	—	—	0	17	0	0	0	163	—	180
	トンネル	チューブ	1	—	—	—	0	0	0	0	0	1	—	1
	附属物	基	3	—	—	—	0	0	0	0	0	3	—	3
R4年度	橋梁	橋	23	—	—	—	—	0	15	0	0	0	8	23
		径間	113	—	—	—	—	0	44	0	0	0	69	113
	トンネル	チューブ	4	—	—	—	—	0	2	0	0	0	2	4
	附属物	基	8	—	—	—	—	0	1	0	0	0	7	8

※ 補修済数量は令和 5 年 3 月末時点の値

(2)-1-2 構造物の補修

令和 4 年度の日常点検や定期点検の結果、速やか・緊急的に補修が必要な損傷が 1,845 箇所発見され、令和 4 年度中に全て補修を行いました。また、計画的に補修する損傷は、9,937 箇所が新たに発見され、過年度からの要補修損傷を含め、9,692 箇所の補修を行いました。令和 4 年度末時点で残存している要補修損傷については、今後も引き続き計画的に補修していく予定です。なお、補修は管理の仕様書等に基づき、実施しています。

点検種別		R3 年度末	R4 年度		R4 年度末
		要補修損傷件数	損傷発見数	補修件数	要補修損傷件数
速やか・緊急的に補修が必要		0	1,845	1,845	0
	日常点検	0	1,845	1,845	0
	定期点検	0	0	0	0
計画的に補修する損傷		19,121	9,937	9,692	19,366
	日常点検	6,095	8,095	8,016	6,174
	定期点検	13,026	1,842	1,676	13,192

	損傷及び補修事例
緊急対応が必要な損傷	  補修前（舗装の損傷） 補修後（舗装の部分打ち替え）
計画的に対応する損傷	  補修前（コンクリート床版のはく離） 補修後（床版下面の鋼板補強）   補修前（鋼桁等の腐食） 補修後（塗装塗替）

(2)-1-2-① 舗装補修

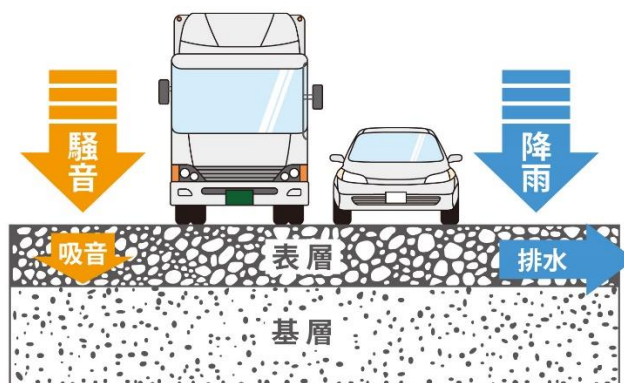
舗装路面の健全性は、走行性に直結するため、舗装の状態を良好に保つことは、安全・快適な走行につながります。安全・快適な舗装路面を維持するため、上記の点検結果等に基づき、劣化した路面を計画的に補修しています。下記に示す指標「快適走行路面率」により舗装の補修実施状況を確認しています。

◆ 令和4年度の取り組みと成果

「快適走行路面率」向上のための取り組みとして、舗装の状態を日常点検や定期点検により把握し、損傷の状態等によって舗装打ち替えを実施しました。また、3号神戸線（摩耶～芦屋）においてリニューアル工事による大規模な舗装打ち替え、7号北神戸線などにおいて車線規制工事による舗装打ち替え等を実施しました。その結果、実績値は96%となりました。



舗装補修



高機能舗装への打ち替え

(単位：km)

年度	年度末車線総延長 A	年度期首に把握 (前年度のB-C)	当年度の点検等 により新たに発見	当年度に点検等 により新たに発見 B	当年度補修延長 ※ C	快適走行路面率 (A-B+C) / A
R4	1,178	41	8	49	2	96%

※ 補修延長は、MCI $\geq$ 5.6に寄与する補修延長を記載。

◆ 令和5年度の目標、今後の取り組み

令和5年度の目標値は、劣化箇所の補修に時間を要することから、令和4年度の実績値と同じく96%に設定しました。令和5年度以降も引き続き、舗装の状態を良好に保つべく、点検結果に基づき効率的かつ計画的な補修を実施し、快適走行路面率の向上を目指します。具体的には、阪神圏において一定期間の車線規制工事を集中的に行う大規模な舗装補修工事等を実施する予定です。

【アウトカム指標】快適走行路面率

快適走行 路面率 (単位:%)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R4～R7 平均)
	97	97	96	96	97

◆ 指標の考え方

「快適走行路面率」は、路面のわだち掘れやひび割れによる不快感が少なく、お客さまが快適に感じる舗装の状態（MCI※＝5.6以上）の延長が管理舗装延長に占める割合を示します。

《算出方法》

$$\text{快適走行路面率} = \frac{\text{MCI} \geq 5.6 \text{以上の舗装延長}}{\text{管理舗装延長}} \times 100 \quad (\%)$$

※MCI：路面の状態を表す管理指標。MCI ≥ 5.6 は路面のわだち掘れやひび割れによる振動や騒音が少なく、お客さまが不快に感じない舗装の状態、それ以下の場合に直ちに安全性に関わるものではありません。わだち掘れ量、ひび割れ率により算出。

(2)-1-3 その他管理業務

お客さまが安全かつ円滑に通行することを目的とした路面や排水設備等の清掃及び緑地管理業務を、管理の仕様書に基づき、実施しました。

緑地管理業務では、剪定、除草、清掃等に加え、のり面、トンネル坑口を対象に倒木危害の防止を目的とするリスク点検を実施し、お客さま影響、交通障害発生のリスク低減を図りました。



路面清掃状況



雑木伐採作業状況

(2)-2 電気通信設備の維持管理

(2)-2-1 電気通信設備監視業務

各種電気通信設備の円滑な稼働を確保するためには、常時、設備の稼働状況を監視し、故障などの不具合発生時には障害処置など速やかに機能回復する必要があります。

設備監視では、各地区で電気、ETC など各種電気通信設備ごとに稼働状況の監視や制御を行うとともに、故障が発生した際の状況の全般を把握し、障害復旧方法の立案や緊急出動員への出動指示、緊急作業に関わる関係各所との調整等（工事規制等）を行い応急復旧処置、緊急障害調査を行いました。



設備監視（大阪地区）



設備監視（兵庫地区）

	不具合一次対応件数
	電気通信設備
令和4年度の実績	1,091 件

(2)-2-2 点検の実施状況

電気通信設備の点検は管理の仕様書に基づき実施しています。受配電設備点検では、受配電設備の安全性確保、健全性保持、確実性確保のため、外観構造点検、電気特性測定、動作確認等を1回／1～3年実施しています。また、交通管制設備点検では、交通管制設備（ITV、情報板、ITS スポット、路側装置）の健全性保持、信頼性確保のため、外観構造点検、電気特性測定、動作確認等を1回／年実施し、信頼性のある健全な稼働を確保することを目的とした管理水準を満足しました。



受配電設備点検



ITV 点検



情報板点検



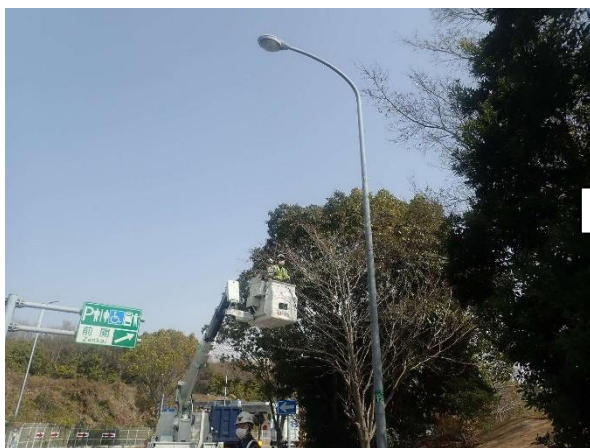
ITS スポット点検



路側ラジオ点検

(2)-2-3 電気通信設備の補修

パーキングエリアの道路照明について、長寿命で省エネルギー性能に優れたLED 道路照明への取り替え補修を実施しました。



前開 PA 道路照明の取り替え前



前開 PA 道路照明の取り替え後

(2)-2-4 交通管制設備の補修

車両検知器に、経年劣化等による故障が発生したため、取り替え補修を実施し、信頼性のある健全な稼働を確保することを目的とした管理水準を満足しました。



車両検知ヘッド補修前



車両検知ヘッド補修後

(2)-3 機械設備の維持管理

(2)-3-1 機械設備監視業務

「安心・安全・快適」をお客さまへ提供するために、機械設備では、トンネル換気・防災設備や排水設備、軸重計測設備等の円滑な稼働を確保するため、常時、設備の稼働状況や故障発生状況を監視します。

統括監視において、各種設備の稼働状況の把握や故障が発生した際の状況の全般を把握し、緊急出動員への出動要請、関係各所への連絡・緊急作業に関わる作業調整等（工事規制等）を行いました。

また、常時監視では、各種機械設備ごとに稼働状況の監視や制御を行うとともに、機械設備の不具合発生時は、お客さまへ影響を与える不具合に速やかに対

応するために応急復旧処置、緊急障害調査を行いました。

	故障対応件数
	機械設備系
令和4年度の実績	955 件 (故障対応率 95.9%)

(2)-3-2 点検の実施状況

機械設備の点検は管理の仕様書に基づき実施しています。お客さまへ影響を与える不具合の発生を抑制するため、トンネル換気設備定期点検は、ジェットファン、排風機、集塵機等の設備を触診や計測器による電氣的測定、内部の整備を1回／年の頻度で実施しています。軸重計測設備定期点検は、軸重計の計測装置や検出部等の分解整備や試験測定、走行試験を1回／2年の頻度で実施しています。

点検種別	作業水準	備考
トンネル換気設備定期点検	1回／年	触診、電氣的試験測定等
車両重量計設備定期点検	1回／2年	整備、試験車両による動作、試験測定等

作業名	作業内容	管理の仕様書の 標準作業頻度	令和4年度点検 実施数／管理数※
トンネル 換気設備 保守	ジェットファン、集塵機等の故障の発見、原因究明を実施し、必要な補修部品の取り替えを行う。	1回／年	18／18 チューブ (100%)
車両重量計 設備保守	車両重量計設備の故障の発見、原因究明を実施し、必要な補修部品の取り替えを実施して、測定精度を確保する。	1回／2年	262／262 レーン (100%)

※換気設備を有するトンネルの管理数



トンネル換気設備定期点検



車両重量計設備定期点検

緊急対応が必要な損傷※

点検種別		令和3年度末 残存損傷数	令和4年度		令和4年度末 残存損傷数
			損傷発見数	補修件数	
トンネル換気設備	箇所	0	0	0	0
車両重量計設備	レーン	0	1	1	0

※判定ランク S：機能の喪失もしくは機能低下が著しい重大な故障を及ぼしており、防災安全及び道路通行に支障をきたすもの。

計画的に対応する損傷※

点検種別		令和3年度末 残存損傷数	令和4年度		令和4年度末 残存損傷数
			損傷発見数	補修件数	
トンネル換気設備	箇所	2	29	30	1
車両重量計設備	レーン	12	72	73	11

※判定ランク A：機能の喪失もしくは機能低下が著しい重大な故障を及ぼしており、部分的な防災安全及び道路通行に支障をきたす恐れがあるもの。

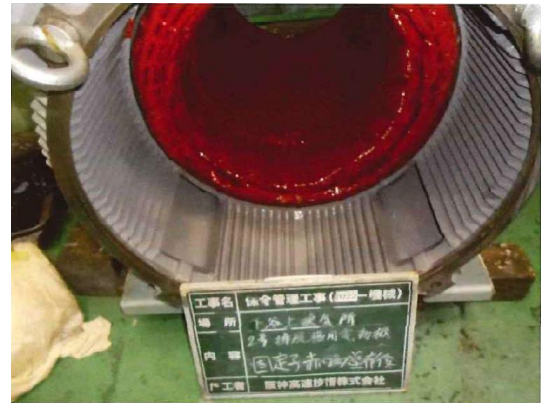
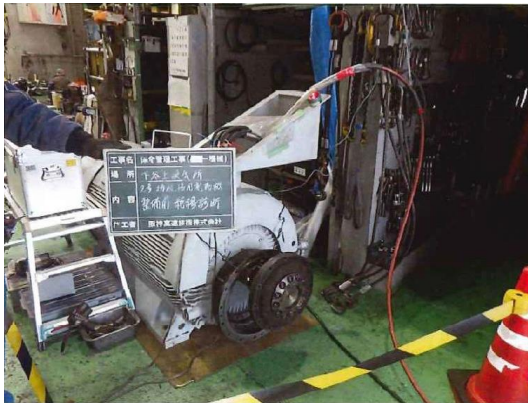
(2)-3-3 機械設備の補修

点検結果に基づきお客さまへ影響を与える不具合は速やかに、また設備の老朽化の進んでいるものについては、計画的に補修を実施し、良好な状態を維持することを目的とした管理水準を満足しました。

新神戸トンネル、神戸長田トンネル、正蓮寺川トンネルの換気設備のうち、運転時間及び経年劣化により整備優先度の高い機器から順に分解整備を実施しました。



新神戸トンネル ジェットファン分解整備



下谷上換気所 2号排風機 電動機整備

(2)-4 建築物（料金所・管理用建物）の維持管理

(2)-4-1 点検の実施状況

建築物の点検は管理の仕様書に基づき実施しています。お客さまへ影響を与える不具合の発生を抑制するために、料金所及び建物の点検を実施します。料金所は、車両が通行する施設で、また多数の設備・付属物等が設置されており、通行にあたっては安全な状態に維持管理する必要性が非常に高いことから、3回／年の点検を実施しています。建物は1回／年点検しています。



建物の点検実施状況



料金所の点検実施状況

緊急対応が必要な損傷※

点検種別		令和 3 年度末 残存損傷数	令和 4 年度		令和 4 年度末 残存損傷数
			損傷発見数	補修件数	
建物点検	箇所	0	0	0	0
料金所点検	箇所	0	0	0	0

※判定ランク S：安全性や第三者への影響のため緊急に対策が必要な損傷

計画的に対応する損傷※

点検種別		令和 3 年度末 残存損傷数	令和 4 年度		令和 4 年度末 残存損傷数
			損傷発見数	補修件数	
建物点検	箇所	2	30	23	9
料金所点検	箇所	7	24	24	7

※判定ランク A：放置しておくとも将来的に落下飛散につながる損傷

(2)-4-2 建築物等の補修

点検結果に基づき早期に対応が必要なものや設備の老朽化の進んでいるものについては計画的に補修を実施し、建築物の機能を維持することを目的とした管理水準を満足しました。

① 料金所・建物の補修



料金所アイランド損傷（補修前）



料金所アイランド損傷（補修後）



菱江施設基地事務所屋上防水
（補修前）



菱江施設基地事務所屋上防水
（補修後）

(3) 道路構造物の更なる安全性向上について

(3)-1 リニューアルプロジェクト（大規模更新・修繕事業）の実施

阪神高速道路は、供用から 50 年以上経過した構造物が 3 割以上を占めるなど、老朽化が進展するとともに、極めて過酷な使用状況となっています。

平成 27 年度より、繰り返し補修を実施しても構造物の健全性を引き上げることができず、致命的な損傷に進展し、通行止めが発生する恐れのある箇所について、リニューアルプロジェクト（大規模更新・大規模修繕）を実施しています。

■ リニューアルプロジェクト（大規模更新・大規模修繕）の実施箇所



■大規模更新の実施内容

大規模更新事業を進めるにあたっては、以下のような方針を基に実施しています。

- ①現状の構造物の「健全性」を評価し、活用する部分と更新する部分を識別（判断）
- ②長期の維持管理性「永続性」を確保
- ③最新の技術的知見及び技術基準の適用により長期耐久性を確保
- ④この事業に併せて、可能な限り騒音や振動の低減及び走行性向上など、道路機能の強化を企図

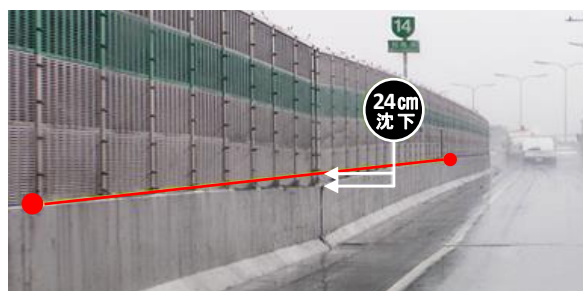
なお、実施箇所等については以下のとおりです。

- ・ 重大な損傷が生じている橋を耐久性の高い構造の橋に造り替え
3号神戸線：京橋付近・湊川付近、11号池田線：大豊橋付近
13号東大阪線：法円坂付近、14号松原線：喜連瓜破付近
- ・ 橋梁基礎（鋼製フーチング）を耐久性の高い構造の基礎に造り替え
15号堺線：湊町付近
- ・ 旧基準で設計された鉄筋コンクリート床版を耐久性の高い床版（プレストレストコンクリート床版など）に取り替え
1号環状線：湊町～本町、11号池田線：福島～塚本
12号守口線：南森町～長柄、15号堺線：芦原～住之江

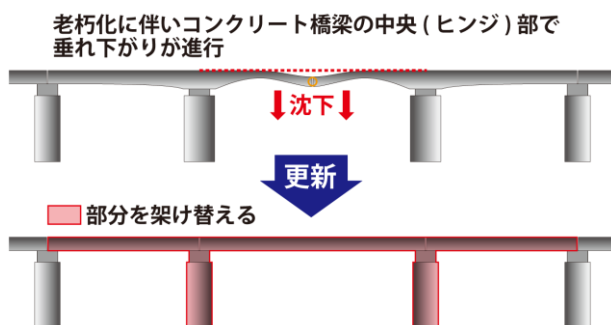
【事例：14号松原線 喜連瓜破付近】

14号松原線 喜連瓜破付近については、主要な幹線道路の交差点を跨ぐために、長い橋長とする必要がありました。建設当時合理的とされていた構造を採用しましたが、コンクリート橋梁の中央付近にあるヒンジ部が徐々に垂れ下がり、これに伴い路面が大きく沈下しています。垂れ下がった橋梁をケーブルで引き上げる等の対策を行いましたが、十分な回復が見られず再び沈下が進行する恐れがありました。

そのため、令和4年6月からは14号松原線の一部区間を約3年間終日通行止めにし、橋梁全体を架け替える工事を実施しています。令和4年度は一般街路への影響を最小限に抑える工夫を行いながら、既設桁の撤去作業を実施しました。



従来のケーブル補強状況



橋桁の架け替え図

中央ヒンジ部の沈下



既設桁撤去状況

■大規模修繕の実施内容

○SFRC 舗装

鋼床版は通過交通による負担で溶接部及びその周辺において疲労き裂が発生しています。鋼床版に生じる応力を軽減させるため、アスファルトと鋼床版の間に特殊繊維を混合した SFRC 舗装を施工しています。

令和4年度は3号神戸線リニューアル工事、4号湾岸線リニューアル工事、5号湾岸線において車線規制を行い SFRC 舗装の施工を行いました。

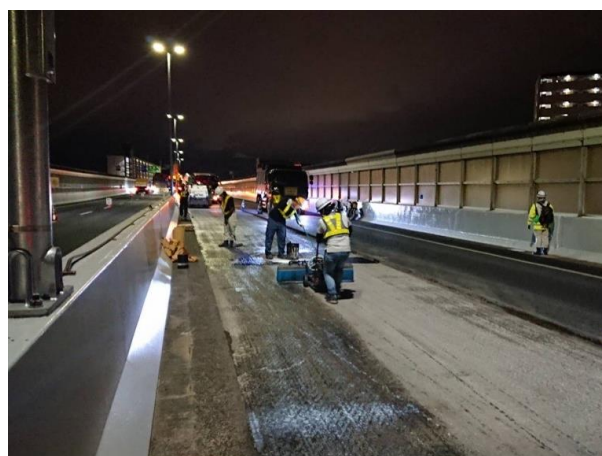


SFRC 舗装施工状況

○コンクリート床版

鉄筋コンクリートで造られている床版において、水や塩化物等が床版に浸透し劣化が進行することを抑制するために、高性能な床版防水を施工しています。

令和4年度は、3号神戸線リニューアル工事、4号湾岸線リニューアル工事にて実施しました。



高性能床版防水施工状況

(3)-2 耐震補強工事の推進

阪神高速道路は、兵庫県南部地震で被害があった1979年（昭和54年）以前の基準で設計された一般橋梁（「緊急輸送路の耐震補強3ヶ年プログラム」（2005年（平成17年）6月）」が対象とする橋梁）の耐震対策（橋脚補強、上部工補強）を進め、2011年度（平成23年度）に落橋・倒壊に係る耐震補強を完了しています。

現在は、熊本地震等を踏まえたロッキング橋脚等の補強や、被災後の速やかな機能回復に対応する補強に着手し、耐震化をさらに推進しています。

令和4年度においては、橋脚補強に係る施工を進めるとともに、上部工耐震については、緊急輸送ルートの中でもまず東西軸の耐震補強に着手し、3号神戸線の施工を進めてきました。



上部工の耐震補強

2-1-2. 本線事故の削減

(1) 事故件数の現状

令和4年度の当社集計による総事故件数は4,534件でした。そのうち追突事故が1,587件、施設接触事故974件、車両接触事故が1,245件等となっており、令和3年度（総事故件数4,615件）と比較すると総事故件数は81件減少し、特に、車両接触事故が374件減少しました。一方で、追突事故は298件増加しました。

(2) 交通安全対策

令和4年度は、第3次アクションプログラムの考え方を踏襲し、事故多発区間

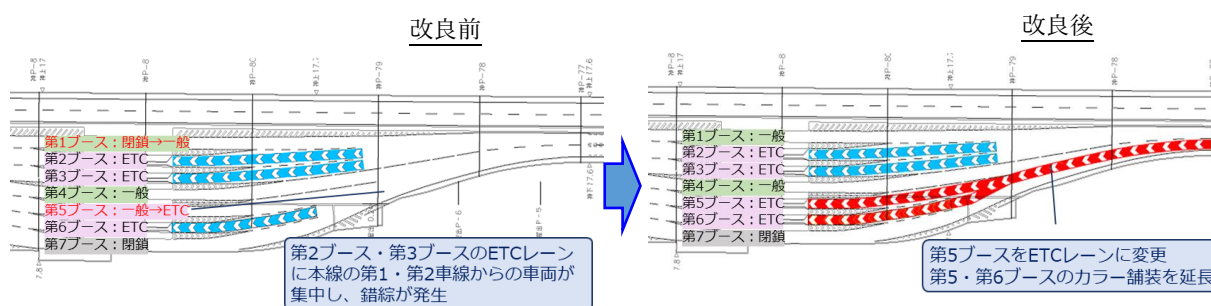
を抽出し、事故の発生状況を詳細に分析したうえで、これまでに実績を上げた対策に加えて新たな知見に基づく対策及びお客さまの行動変容を目指したコンテンツの充実等のソフト面からの安全対策を実施しました。

◆ 令和4年度の具体的な取り組み

ハード面では、神戸線リニューアル工事区間を中心に事故要因分析等を行い、集約料金所での利用ブースの分散を図り、車両の錯綜による接触事故の削減を目的としたカラー舗装、合流部や渋滞多発箇所での注意喚起対策、カーブ区間での速度抑制対策等を実施しました。ソフト面では、ドライバーズサイトの安全に関するページで、走り方のコツについて走行動画を用いてお伝えする“達人と学ぶ阪高運転のコツ”や、“阪高あんぜんナビマガジン”等のコンテンツの拡充を行いました。

《取り組み例》

○ハード面安全対策の実施事例



集約料金所の整流化

○ソフト面安全対策の実施事例



走行支援動画



阪高あんぜんナビマガジン

◆ 今後の取り組み

令和5年度は、事故多発箇所を中心にリニューアル工事の機会等を活用しながら、効果的な安全対策を実施するための計画を立案し、対策の実施を進めていきます。

また、安全性の向上に寄与する渋滞緩和施策、道路案内や看板の改善にも引

き続き取り組むとともに、お客さまにより分かりやすい安全運転啓発活動を実施するため、HP 等を用いた情報提供の充実化を図っていきます。

【アウトカム指標】死傷事故率

死傷事故率 (単位：件／ 億台キロ)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R7)
	10.4	10.3	14.1	10.2	10.0

◆ 指標の考え方

「死傷事故率」は、1 年間に 1 万台の車両が 1 万 km 走行した場合に起こる死傷事故の件数による指標で示します。

《算出方法》

$$\text{年間死傷事故率 (件／億台キロ)} = \frac{\text{死傷事故件数}^{\ast}}{\sum (\text{区間長} \times \text{区間交通量})} \times 100 \quad (\%)$$

※死傷事故件数は暦年（1 月～12 月）の警察統計データによる

◆ 令和 5 年度目標値の考え方

令和 4 年度の実績 14.1 件/億台キロであるが、段階的に削減して令和 7 年度中期目標の 10.0 件/億台キロ達成を目指し、令和 5 年度は 10.2 件/億台キロを目標とします。

(3) 逆走・誤進入防止対策

本線・出入口からの逆走及び誤進入は、死亡事故が発生するなど、社会的な問題となっており、過年度から国や他高速道路会社と同様に対策に取り組んでおり、平成 28 年度に全ての出口一般道路接続部における矢印路面表示、側面高輝度矢印板、注意喚起看板の設置による逆走対策を完了させました。また、平成 29 年度には、出口部、入口合流部、JCT・PA 等計約 400 箇所を対象とした路面矢印表示、側面への矢印板設置、ラバーポールの設置、進入禁止看板の設置といった標準的な対策が完了しました。令和 2 年度には、歩行者・自転車・原付による誤進入対策として、令和元年度より推進してきた視覚的に分かりやすいピクトグラムを用いた誤進入防止看板の全入口での設置が完了しました。

◆ 令和 4 年度の具体的な取り組み

人等の立入事案の多い入口の一部で、手前の一般道において、この先が高速道路であることを示すカラー舗装や有料看板等を設置しました。

また、逆走の多い出口に対して、遮音壁へのスーパービューアローによる「高速出口」の注意喚起の追加、看板や壁面表示の超高輝度シートへの取り替えといった注意喚起の視認性を高める追加対策を実施しました。



注意喚起の視認性を高める追加



高速入口でのカラー舗装による誤進入対策



入口手前に「有料」案内看板の設置

◆ 今後の取り組み

国土交通省による「高速道路での逆走対策に関する有識者委員会」における技術開発に関する議論を踏まえ、対策の充実を図っていきます。

逆走事案発生箇所を中心に引き続き対象箇所の原因を分析し、原因に対応した追加対策を推進していきます。人等の立入事案の多い入口部に対しては、有料道路であることを示す注意喚起看板等の追加設置を進めていきます。併せて、早期に事象を把握し、事故発生前の確保、一般車への周知ができるよう、立入・逆走検知警告システム等の開発を推進していきます。

【アウトカム指標】逆走事故件数・逆走事案件数・人等の立入事案件数

逆走事故件数 (単位：件)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R7)
	1	0	2	0	0

※警察の協力を得て高速道路会社で整理（暦年ベース）

逆走事案件数 (単位：件)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R7)
	2	—	6	—	—

※警察の協力を得て高速道路会社で整理（暦年ベース）

人等の立入事案件 数		R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R7)
		308	300	338	300	280
(単位： 件)	歩行者	72	—	78	—	—
	自転車	37	—	43	—	—
	原 付	199	—	217	—	—

◆ 指標の考え方

逆走事案件数とは、交通事故又は車両確保に至った逆走事案の件数をいい、人等の立入事案件数とは、高速道路上での歩行者等の保護件数をいいます。

◆ 令和 5 年度の目標値の考え方

令和 4 年度の逆走事故の目標値については、令和元年度に策定した「高速道路における安全・安心実施計画」における目標「2029 年までに逆走による重大事故ゼロ」を念頭に置き、令和 3 年度同様に目標を 0 と設定しました。

人等の立入事案件数については、令和 4 年度の目標（300 件）に対して令和 4 年度実績は 338 件と目標未達であったため、令和 7 年度の中期目標（280 件）の達成を目指し、令和 5 年度は再度 300 件を目標としました。

令和2年12月「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されたことを踏まえ、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策に取り組んでいます。大雪によるスタック車両発生時に速やかに対応する必要があるため、グループ会社と連携し、現場の状況把握、救援作業、車両の移動作業を実施できるようにしています。また、近い将来に南海トラフ巨大地震の発生可能性が示唆されているため、大規模な地震・津波への対応も実施するなど、雪氷対策や交通事故、自然災害等による緊急作業は管理の仕様書に基づいて対応しています。

総合防災システムは、阪神高速道路で発生する災害に関する被災状況や地震・気象情報、お客さま情報の収集管理を行い、災害対応業務を迅速かつ的確に行えるよう支援するツールです。

令和４年度は、お客さまや関係スタッフ等の人的被害を集約する画面機能を追加する改修等を行いました。

スタッフ		死亡	重体	重傷	軽傷	避難者	必要とまで	死亡	重体	重傷	軽傷	避難者	人権被害について
0人	0人	1人	3人	1人	必要とまで	0人	0人	2人	3人	3人			
本部	班	死亡	重体	重傷	軽傷	避難者	必要とまで	死亡	重体	重傷	軽傷	避難者	
災害対策本部	総務班	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
大原建設部	総務班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大原建設部	建設班												
神戸建設部	総務班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
神戸建設部	建設班												
管理本部(大原)	総務班	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
管理本部(大原)	営業班 (科金所)	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	
管理本部(大原)	営業班 (PA)												
管理本部(神戸)	総務班	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
管理本部(神戸)	営業班 (科金所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
管理本部(神戸)	営業班 (PA)												
---	---	0	0	0	1	3	1	0	0	0	2	3	

災害発生

被災 最大値

高度一覧 災害工事 100

高度一覧 大飯管理局 最大値 6割 神戸管理局 最大値 6割 伊勢管理局 最大値 2

大飯主 大飯中 大飯南

ソート順 ... 地震計 最大震度 最大震度 ... 以上

観測所品目	最大震度	発生時刻	観測時刻	震度
四ツ井	12:30:00 5割	12:30:00 5割		
酒	12:30:00 6割	12:30:00 6割		
守口	12:30:00 6割	12:30:00 6割		
三宅	12:30:00 6割	12:30:00 6割		
海老江	12:30:00 5割	12:30:00 5割		
水忠	12:30:00 6割	12:30:00 6割		
後大橋	12:30:00 6割	12:30:00 6割		
新大津1	12:30:00 6割	12:30:00 6割		
天保山1	12:30:00 6割	12:30:00 6割		
大飯庁舎美 津市	最大震度	発生時刻	観測時刻	震度
大飯新島区船島本通	12:30:00 6割	2	6割	
大飯新島区船島	12:30:00 5割	2	5割	
大飯比花区春日出北	12:30:00 6割	2	6割	
大飯西区九条南	12:30:00 6割	2	6割	
大飯港区築港	12:30:00 6割	2	6割	
大飯大正区船尾	12:30:00 6割	2	6割	
大飯天王寺区上本町	12:30:00 6割	1	6割	
大飯美濃区光明	12:30:00 6割	2	6割	
大飯美濃区川口	12:30:00 5割	2	5割	

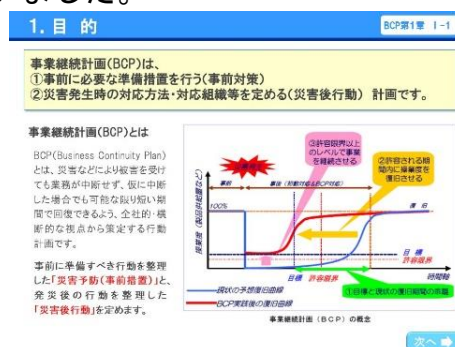
30

○大規模地震における緊急輸送道路確保に向けた取り組み

大規模地震が発生した場合、事業継続計画（BCP）に基づいて緊急輸送道路としての機能を回復できるように、阪神高速グループ全体で関係他機関と連携した情報共有訓練を含む総合防災訓練を実施しました。また、事業継続計画（BCP）における、発災時（直後～7日目）に各社員が取るべき災害後行動についての社員卓上研修を実施し、当社の初動活動の確認を全社的に行いました。



総合防災訓練状況



初動活動に係る卓上研修

○大雪対策の強化について

大雪時に車両の立ち往生などが発生した際に迅速な現場対応を可能とすることを目的として、立ち往生が想定される箇所では既設の交通流監視カメラの死角となっている箇所に、新たに交通流監視カメラを設置し、監視の強化を開始しました。令和4年度時点で12台の増設設置が完了しています。



交通流監視カメラ設置例

○入口遠隔閉鎖装置の整備について

震度5強以上の地震が発生した時、お客さまの安全確保を含め迅速な入路閉鎖が必要となります。従来は、現地で交通管理隊（巡回班）等が入路閉鎖（開放）の操作をしていたため時間を要していましたが、管制室からの遠隔操作制御により迅速に入路を閉鎖（開放）する装置の整備を進めています。これにより、管制室から遠隔で入路を閉鎖（開放）できるため、これまでよりも早く入路閉鎖（開放）が可能となります。令和4年度時点で86か所への現地機器整備が完了しています。



中之島入口への設置例

【アウトカム指標】通行止め時間

※年度ベース

通行止め 時間		R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R7)
		5.6	—	19.6	—	—
(単位： 時間)	災害・ 悪天候	0.2	—	0.2	—	—
	事故・ その他	0.4	—	0.4	—	—
	工事	5	—	19	—	—

◆ 指標の考え方

通行止め時間とは、単位営業延長（上下線別）あたりの、雨、雪、事故、工事等に伴い1年間に通行止めした時間をいいます。

2-2. 快適・便利の向上

2-2-1. 定時性・確実性の確保

(1) 概要

阪神高速道路では一部の区間・時間帯で渋滞が多発しており、これにより、阪神高速道路をご利用時の定時性・確実性に多大な影響を及ぼしていました。そのため、これらの渋滞の削減を目指し、抜本的対策である道路ネットワークの整備に加え、近年では、速度回復誘導灯の設置や車線運用の改善、都心流入割引の導入による東大阪線・神戸線からの利用分散など、交通運用面での対策や情報提供の多様化などのソフト面での渋滞対策にも注力してきました。

令和3年度に、新しい交通管制システムの運用を開始し、情報提供の高度化等による円滑な交通流の確保を図りました。また、繁忙期における渋滞予測情報を提供し、渋滞回避等を促しました。さらに、各種交通安全対策の実施による事故渋滞の削減、工事の集約化による路上工事時間の削減等に努めました。

令和4年度の阪神高速道路全線の本線渋滞損失時間は、令和3年度と比較して、6月から実施した喜連瓜破大規模更新工事など交通影響の大きい工事を実施したことにより、工事区間を先頭とする渋滞だけでなく、迂回交通により新たな交通集中渋滞発生箇所が生じたこと等により、約32%増加、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度との比較では約18%（906→1071万台・時）増加する結果となっています。

【アウトカム指標】本線渋滞損失時間・ピンポイント渋滞対策実施箇所

(万台・時)

本線渋滞 損失時間 (単位：万 台・時)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R7)
	812	880	1,071	1,107	870
3 号神戸線	264	—	313	—	—
4 号湾岸線	109	—	143	—	—
5 号湾岸線	94	—	108	—	—

※内訳は令和 4 年度における上位 3 路線の推移を記載

ピンポイント 渋滞対策実 施箇所(単位： 箇所)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R4～R7 年度 累積目標	中期目標 (R4～R7 累計)
着手箇所	0	—	0	—	—
実施箇所	0	—	0	—	—
完了済箇所	3	—	3	—	—

◆ 指標の考え方

「本線渋滞損失時間」は、本線で渋滞等による速度低下が発生することによる年間損失時間を示します。

《算出方法》

$$\text{本線渋滞損失時間 (万台・時)} = \sum \left(\left(\frac{\text{車両検知器設置間距離}}{\text{旅行速度}} - \frac{\text{車両検知器設置間距離}}{\text{規制速度}} \right) \times \text{区間交通量} \right)$$

※旅行速度が規制速度を上回る場合は、渋滞損失時間を 0 とする。

「ピンポイント渋滞対策実施箇所」は対外的な渋滞対策に関する会議（他の道路管理者や警察等を構成員に含む協議会、WG 等）において、データを用いて渋滞要因を分析し、具体的な対策を公表している箇所数を示します。

※ただし、ネットワーク事業及びネットワークと一連の事業は除く。

◆令和 5 年度の目標値の考え方

令和 5 年度の目標値については、中期経営計画（2023～2025）より設定しています。

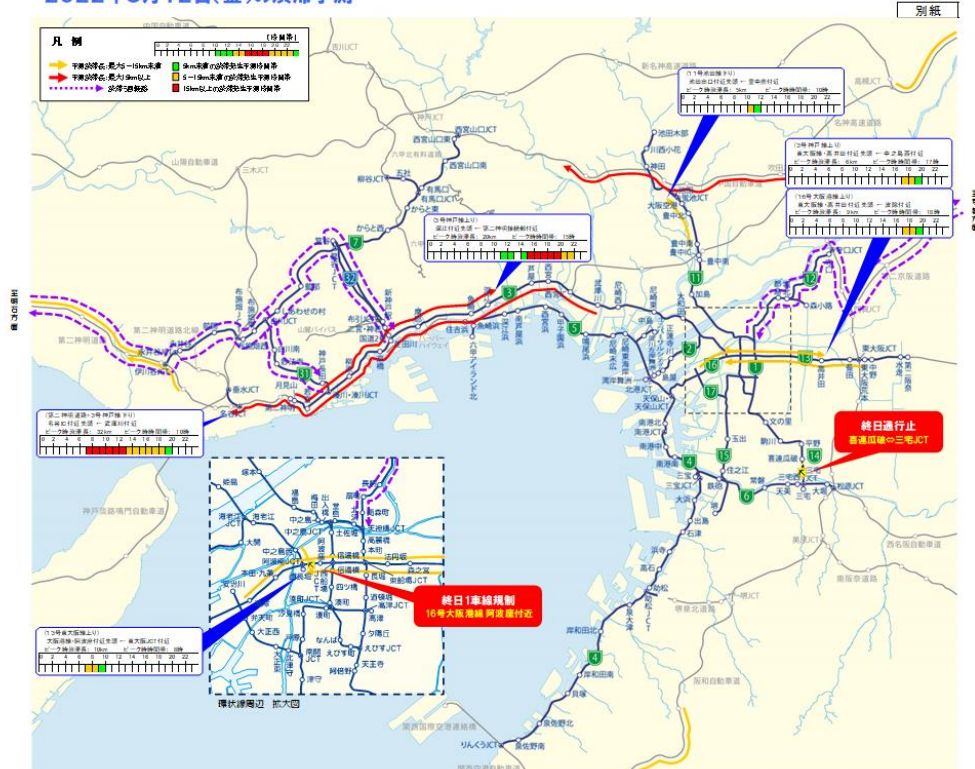
(2) 令和 4 年度の主な取り組み

(2)-1 情報提供の充実

○長期休暇時における渋滞発生予測情報の提供

年末年始やゴールデンウィークなどの長期休暇期間における行楽や帰省などによる交通集中渋滞に対しては、お客さまのご利用しやすい日や路線、時間帯を積極的に広報することで、特定の利用日・路線・時間帯に集中するお客さまのご利用の分散を図りました。

2022年8月12日(金)の渋滞予測



ホームページから提供した長期休暇時の渋滞発生予測情報（う回経路情報含む）

(2)-2 路上工事時間の削減

阪神高速道路では、最初の路線の供用から 50 年以上が経過し、総延長 258.1km のうち 3 割以上が供用から 50 年を超えています。また、膨大な交通量を抱え、過酷な使用状況であることは否めず、老朽化による規制工事の件数は増加傾向にあります。そのような状況の中で、社会的損失を伴う渋滞の削減や交通の円滑化に向けて、当社では工事規制調整による同一区間工事の集約化や交通影響の少ない時間帯での工事に努める等、工事規制に伴う渋滞の最小化を目指した取り組みを推進しています。

令和 4 年度に実施した取り組みとして、3 号神戸線リニューアル工事及び 4 号湾岸線リニューアル工事では、工事の進捗に加え、所要時間実績情報の提供や出控え広報など、お客さまにリアルタイムできめ細やかな情報発信を行うため、HP だけでなく Twitter 及び Facebook を用いた広報活動を実施しました。また、14 号松原線

の橋梁架替え工事に伴う約 3 年間の通行止めにおいては、「う回ルート検索システム」を WEB にて公開し、お客さまへ広域う回へのご協力をいただくための分かりやすい情報発信に努めました。

令和 4 年度の路上工事による渋滞損失時間については、14 号松原線の通行止めに加え、16 号大阪港線の阿波座付近における車線規制工事の影響を受け、前年度より増加しました。

(2)-3 旧料金圏境にある本線料金所の機能移設

平成 27 年度より、旧料金圏境にある本線料金所の機能移設が事業化されました。これは、平成 24 年 1 月 1 日から対距離制に移行し、料金圏が撤廃されたことを踏まえ、直近の入口に料金所を新設して機能を移設し、本線料金所を撤去するものです。本線料金所がなくなることで、交通安全性の向上、走行性の改善、環境負荷の軽減が見込まれます。また、料金収受、設備更新費等の維持管理コストの削減が可能となります。さらに、料金所の跡地を活用した PA の整備も進め、お客さまサービス水準の向上が期待できます。

令和 4 年度は、4 号湾岸線泉大津本線料金所の跡地にて、泉大津大型専用 PA の運用を開始しました。また、5 号湾岸線中島本線料金所の跡地では、中島 PA（仮称）オープンのため整備を進めました。



外観



内観

泉大津大型専用 PA

(3) 今後の取り組み

新たな路線のネットワーク整備による抜本的な対策を推進するとともに、令和 5 年度の取り組みとして、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大に伴う阪神高速道路ご利用のお客さまの交通行動の変容を注視し、対策について検討、対応するとと

もに、渋滞多発地点に設置している速度回復誘導灯のさらなる効果的な運用の検討を行います。

また、リニューアル工事や工事間の規制調整による同一区間工事の集約化など、工事規制に伴う渋滞の最小化を目指した工事規制計画を立案し、路上工事による車線規制時間の減少に努めます。また、低騒音工法（IH 式舗装撤去工法、SJS（低騒音伸縮装置撤去）工法等）を積極的に活用することにより、交通影響の少ない夜間における工事実施に努めます。長期間の工事を実施している 14 号松原線の通行止めや 16 号大阪港線阿波座付近の車線規制については、大きな交通影響が続くことが予想されるため、広報活動を強化し、引き続きお客さまの工事へのご理解や広域う回へのご協力をいただけるような情報発信に努めます。

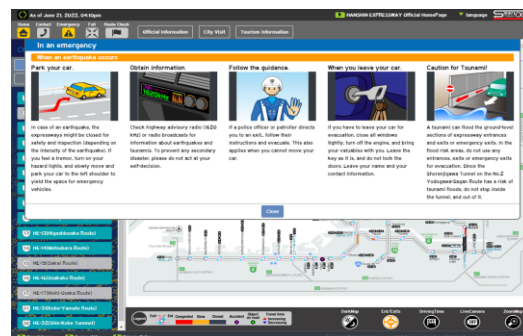
2-2-2. 情報提供の多様化・高度化

(1) 阪神高速に最適化された道路交通情報を提供する「阪神高速はしれ Go!」

当社が提供する、スマートフォン、PC・タブレット向け道路交通情報提供サービス「阪神高速はしれ Go!」は、リアルタイム渋滞情報や任意の区間でのリアルタイム所要時間情報の検索のほか、ライブカメラ映像の提供や、直近の主な工事予定情報の提供など、お客さまのお役に立つ情報提供の充実に努めてきました。



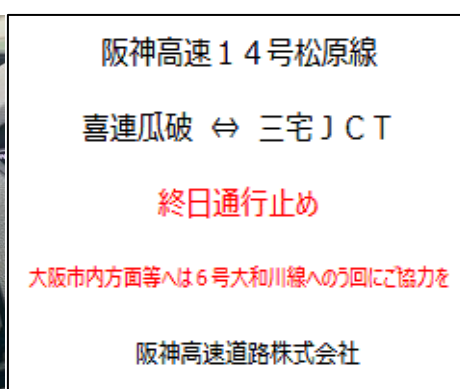
PC 版 阪神高速はしれ Go!



英語版 阪神高速はしれ Go!

(2) ETC2.0 を活用した情報提供

普及が進む ETC2.0 は、お客さまの運転する車両に備え付けの画面付きカーナビ、あるいは音声案内付き車載器を通じ、情報板や横断幕では提供しきれない様々なコンテンツを伝達できる機能があります。この機能を生かし、令和 4 年度は、14 号松原線大規模更新工事の通行止め広報情報の提供を行っています。



ETC2.0 を用いた 14 号松原線大規模更新工事の広報情報の提供

2-2-3. 休憩施設の安全性・利便性向上等

(1) お客さまにとって快適なパーキングエリアの実現

民営化以降、企業理念である「先進の道路サービスへ」をパーキングエリアでも実現するため、お客さまの声や従業員の意見、街中施設の調査等を通じて検討を重ね、トイレや駐車場、休憩施設等の改修に加え、従業員の対応向上等サービスの充実を図り、「きれい・あんしん」「やすらぎ」「ぬくもり」を基本理念に掲げて、それぞれの面について、継続的に改善に取り組んでいます。

令和4年度の重点的な取り組みとして、4号湾岸線（南行き）における泉大津大型専用PAのオープン、それに伴う満車比較表示板の新設（泉大津PA（陸側）と泉大津大型専用PA）を実施しました。また、各PAにおいて、大阪・関西万博も見据え、インバウンド等への対応のため、分かりやすい施設案内及び多言語化を進めています。



泉大津大型専用PA



満車比較表示板
（泉大津PA（陸側）と泉大津大型専用PA）

このほか、朝潮橋PAにおいてレストランをリニューアルし、「キッチン田 朝潮食堂」を新たにオープンしました。これからも多様化するお客さまニーズにお応えし、PAをご利用の全てのお客さまに「ほっ」としていただける处を目指してまいります。



キッチン田 朝潮食堂（朝潮橋PA）



フロア案内の更新（泉大津PA）

◆「きれい・あんしん」では・・・

- ・満車表示板の設置
- ・新型コロナウイルス感染対策
 - ①飛沫感染防止のパーテーション設置
 - ②消毒用のアルコール設置
 - ③コロナに係る統一的なポスターでの広報



満車表示板の設置

◆「やすらぎ」では・・・

- ・お客さま要望のある商品の更なる充実
- ・休憩ゾーンの快適性向上
- ・季節の飾りによるおもてなし空間の演出



お客さま要望のある商品の
更なる充実

◆「ぬくもり」では・・・

- ・全コンシェルジュのサービス介助基礎検定取得（随時）
- ・PA クルーモニタリング調査（年1回）
- ・PA クルー会議（年1回）
- ・コンシェルジュ向け接客研修（年2回）
- ・PA クルーに対するコーチングの実施（随時）
- ・JNTO カテゴリー I の認定



サービス介助基礎検定取得

【アウトカム指標】SA・PA 地元利用日数

SA・PA 地元 利用日数 (単位：日)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R4～R7 累 計)
	14	14	16	16	52

◆ 指標の考え方（算出方法）

地元が販売・イベント等により SA・PA を利用した延べ日数とします。

◆ 令和 5 年度の目標値の考え方

令和 5 年度の目標は、過年度の実績を考慮して設定しています。

令和 4 年度について、関係機関と実施に関して調整を行っていましたが、新型コロナウイルス感染対策にかかるイベント等自粛の影響のある中、利用日数は 16 日となりました。

今後も、PA の構造（外部との出入り不可）や利用用途の特性（大半が業務目的及び短時間休憩）がある中で、都市部という好立地ならではの魅力・特色を積極的に発信することで地元関係者への PA 活用を促進し、例えば地元特産品の PR イベント開催や多様なお客さまを対象とする啓発活動の催し実施等、地元の要望に応える新たな利用機会の創出に向けた検討・調整を図ります。

2-2-4. 高速道路の利用促進・ETCの普及促進

(1) 高速道路利用促進の取り組み

○企画割引（令和4年度）

阪神高速の利用促進、観光振興や地域活性化及びお客さま満足の向上に資するため、令和4年度は従前未実施であった冬季を含め、約6ヶ月間にわたる企画割引を計画し、「阪神高速 ETC 乗り放題パス 2022」を実施しました。阪神高速の沿線施設で利用できる共通クーポンの提供や新たな広報発信に取り組んだ結果、約208千件を販売しました。

（参考）令和4年度に実施した企画割引

商品名	実施期間	価格
阪神高速 ETC 乗り放題パス 2022	2022年9月17日から 2023年3月26日までの土日祝 (計59日間) ※対象除外日 ●リニューアル工事通行止期間 (11月19・20・23日) ●年末年始 (12月31日、1月1・2日)	<普通車> 東・西地区 1,110円 東・西地区 (ETC2.0) 1,050円 全地区 1,680円 全地区 (ETC2.0) 1,600円 <軽・二輪> 東・西地区 960円 東・西地区 (ETC2.0) 910円 全地区 1,420円 全地区 (ETC2.0) 1,340円

1日 ご利用前のWEB申し込みで

阪神高速 乗り放題

阪神高速ETC 乗り放題パス2022

2022年9月17日(土)～2023年3月26日(日)の土日祝
[2022年11/19・11/20・11/23・12/31・2023年1/1・1/2は対象除外日のためご利用いただけません]

阪神高速沿線施設のお得なクーポン付き！

	全地区	東地区 (東地区・西地区)
普通車	1,680円	1,110円
普通車 (ETC2.0)	1,600円	1,050円
軽・二輪	1,420円	960円
軽・二輪 (ETC2.0)	1,340円	910円

期間中1枚のETCカードで10回までお申込み可能！各規定日4,000名様/規定

詳しくは専用webで！
[阪神高速ETC2.0] [ETC] [ETC2.0]

阪神高速ETC乗り放題パスのご利用について

- ご利用前(当日もOK)までに専用WEBサイトでETC番号、車種等を登録
- 特典のクーポン情報を記載した受付完了メールを返信します
- ご利用当日は登録されたETC2.0カード、車種で無条件通行
- ご利用区域等によりご利用料金が確定します

※1枚のETCカードで10回までお申込みできます
※登録されたETC番号のETC2.0カードのみ有効です。車種は阪神高速ご利用車種(ETC2.0)に準拠する必要があります
ただし、車種の登録については普通車、軽・二輪の両方でも登録は可能です
※このETC乗り放題パスはETC2.0専用車での利用を前提としており、ETC2.0専用車以外のETC2.0専用車での利用はできません
※ETC2.0の料金を使用される場合は、ご利用当日の全ての通行でETC2.0の料金をご利用の料金に引き上げます
※登録されたETCカードで、ETC2.0専用車、ETC2.0専用車以外のETC2.0専用車での利用にならなかった場合は、ETC2.0の料金とは異なります
ただし、このETC乗り放題パスはETC2.0専用車での利用を前提としており、ETC2.0専用車以外のETC2.0専用車での利用はできません

阪神高速ETC乗り放題パスの「ご利用区域」と「ご利用料金」について

阪神高速ETC乗り放題パスは「全地区」となります
「全地区」のご利用料金は「普通車 1,680円 (ETC2.0: 1,600円)」「軽・二輪 1,420円 (ETC2.0: 1,340円)」となります
阪神高速ETC乗り放題パスは「東地区」「西地区」の2つに分けることにより、さらにお得にご利用いただけます

東地区路線

普通車 1,110円 (ETC2.0: 1,050円) 軽・二輪 960円 (ETC2.0: 910円)
この区域内の出入り口が東地区の料金となります(この区域外の路線へ通行された場合は全地区料金となります)

西地区路線

普通車 1,110円 (ETC2.0: 1,050円) 軽・二輪 960円 (ETC2.0: 910円)
この区域内の出入り口が西地区の料金となります(この区域外の路線へ通行された場合は全地区料金となります)

「阪神高速ETC乗り放題パス」の詳しい情報と登録はこちらから

阪神高速お客さまセンター
TEL: 06-6576-1484
24時間年中無休

○利用促進活動（令和4年度）

沿線集客施設等との連携企画「阪神高速を利用して『りんくうプレミアム・アウトレット』に行こう！」キャンペーンを3ヶ月間実施し、阪神高速をご利用のお客さまに特典を付与することで、利用機会の拡大・促進を図りました。

また、阪神高速ドライブチャンネル「どらちゃん」において、阪神高速の沿線地域活性化と利用促進を目的に、お客さまが興味を持って沿線施設へ足を運んでいただけるようなお出かけ情報を毎月YouTube等で配信しました。

阪神高速を利用して りんくうプレミアム・アウトレットに行こう!
2023/1/23(月) - 4/23(日)
(1/23(月)は休館日です。)

阪神高速4号湾岸線 泉佐野南 泉佐野北 いずれかの出口を【ETC】でご利用になり
りんくうプレミアム・アウトレットにご来場された方に
アウトレットショッピングがお得になる「クーポンシート」をプレゼント!

STEP 1 阪神高速4号湾岸線 泉佐野南出口または泉佐野北出口を【ETC】でご利用のうえ、りんくうプレミアム・アウトレットへ!
STEP 2 ご利用になられたETCカードを持って、りんくうプレミアム・アウトレットのインフォメーションセンターへETC利用履歴発行プリンタにて利用履歴を印字。
STEP 3 印字した利用履歴をご提示いただく、プレミアム・アウトレットで使える「クーポンシート」をプレゼント!
※クーポンは1枚限りです。1人1台1回限りです。クーポンは利用履歴を印字したETCカードのみが利用できます。ETCカードの番号が異なる場合は、ETCカードの番号をインフォメーションセンターで入力する必要があります。

3/25(土) 5.5倍
当日「阪神高速ETC乗り放題バス」でご来場のお客さまにはオリジナルフリクションペンをプレゼント! (当日ETCカードをお持ちでない場合は、ETCカードをインフォメーションセンターで入力する必要があります。)

りんくうプレミアム・アウトレット
〒599-8508 大阪府泉佐野市りんくう往来南5-28 TEL 072-659-4400
PRRINKUOUTLET.CO.JP 休館日 1/23(月) 01:00-02:00 02:00-09:00 休館日 04/23(日) 04/23(日) 04/23(日) 04/23(日)

【阪神高速に関するお問合せ】
阪神高速お客さまセンター TEL 06-6576-1484

阪神高速ドライブ どらちゃん
HANSIN EXPWY DRIVE CHANNEL

阪神高速くゆく 六甲山日帰りツアー
兵庫 六甲山

六甲山 山荘 山荘 山荘
ROKKO 森の音 ミュージアム
ROKKO GARDEN TERRACE

阪神高速ドライブ 芦屋 Ashiya

○今後の取り組み

令和5年度については、「阪神高速 ETC 乗り放題パス」などの企画割引に加え、引き続き、沿線施設等と連携を図り、利用促進に取り組めます。

【アウトカム指標】年間利用台数・企画割引

年間利用台数 (単位：百万台)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R7)
	249	256	258	258	276

企 画 割 引	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R4～R7 累計)
販売件数 (単位：千件)	0	121	208	134	720
実施件数 (単位：件)	1	—	1	—	—
販売件数 (観光施設との セット販売) (単位：千件)	—	0	0	0	0

◆ 指標の考え方

年間利用台数は、支払料金所における年間の通行台数です。また、企画割引は、各年度（4月～3月）における ETC 乗り放題パス及び周遊パスの販売件数及び実施件数です。

◆ 令和5年度の目標値の考え方

企画割引については、過年度の販売実績をベースに目標値を設定しています。

(2)ETC 普及促進の取り組み

令和 4 年度においては、二輪車及び四輪車に、ETC 車載器を新規に購入・セットアップ・取付される方を対象とした車載器助成を、高速道路会社 6 社合同で全国キャンペーンとして令和 3 年度から継続して実施しました。また、ETC2.0 のメリットや各種サービス（ETC 利用照会サービス、ETC 利用履歴発行プリンタ、ETC パーソナルカード等）を紹介した PR 広報物の発行等を通じて訴求し、ETC への転換を促進しました。

なお、令和 4 年度末時点での ETC 利用率は 96.5%（令和 3 年度比 0.2%増）となりました。そのうち、ETC2.0 利用率は 29.6%（令和 3 年度比 1.7%増）となりました。

令和 5 年度については、引き続き ETC2.0 の普及促進に努めてまいります。

【アウトカム指標】ETC 2.0 利用率

ETC 2.0 利用率 (単位：%)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期 目標 (R7)
	27.9 (令和 4 年 3 月時点)	30.3 (令和 4 年 3 月時点)	29.6 (令和 5 年 3 月時点)	32.7 (令和 5 年 3 月時点)	37.0

◆ 指標の考え方（算出方法）

ETC2.0 利用率は、全通行台数（総入口交通量）に占める ETC2.0 利用台数の割合を示します。

◆ 令和 5 年度の目標値の考え方

直近 1 年間の実績伸び率を維持する想定で令和 5 年度目標を設定しました。

(3) ETC 専用化の取り組み

令和 2 年 12 月 17 日に「ETC 専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化について」を公表し、2030 年度頃迄に全線に ETC 専用化を展開予定です。

ETC 利用を推進することにより、以下のようなメリットがあることから、近年の ETC 利用率の拡大等の社会情勢の変化を踏まえつつ、ETC 専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を推進してまいります。

- ・戦略的な料金体系の導入が容易になること等を通じた混雑の緩和など利用者の生産性の向上
- ・将来的な管理コストの削減
- ・高速道路内外の各種支払における利用者利便性の向上
- ・料金収受員の人員確保が困難な中での持続可能な料金所機能を維持
- ・料金収受員や利用者に対する感染症リスクの軽減

令和 4 年度末時点で、13 料金所にて「ETC 専用料金所」の運用を開始しています。



2-3. 環境保全への貢献

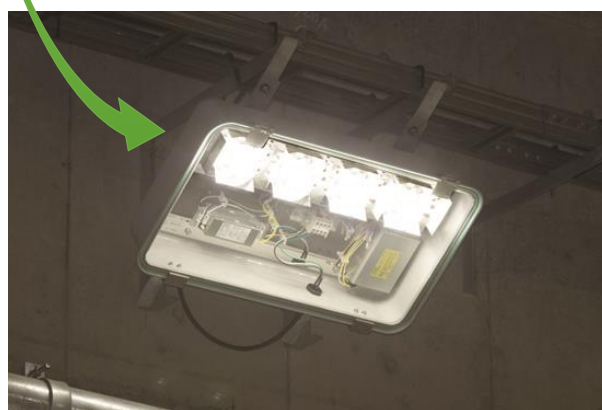
2-3-1. 道路設備の省エネルギー対策

■LED 道路照明

24 時間点灯しているトンネル部の道路照明だけでなく、明かり部の道路照明についても、新規建設路線における LED 照明灯具の採用や既供用路線での LED 照明灯具への計画的な取り替えを実施し、電気使用量や CO₂ 排出量を削減しています。また、演色性の向上により従来のナトリウム灯に比べて道路走行での視認性の向上や、長寿命化によりランプ交換保守作業が軽減され、工事規制の削減にも繋がっています。



明かり部道路照明（LED）



トンネル部道路照明（LED）

■超高輝度反射型道路案内標識への取り替え

従来の道路案内標識は、夜間の視認性を確保するために照明設備を用いていましたが、車両ヘッドライトの光で視認可能な超高輝度の素材に取り替え、照明設備が不要になりました。これにより、電気使用量や CO₂ 排出量の削減と、灯具交換に伴う工事規制や渋滞の削減に繋がっています。

2-3-2 その他の取り組み

■都市環境との調和

- ① 沿道環境負荷低減のため、環境ロードプライシングや環境施設帯の整備を継続実施します。
- ② 都市環境との調和を目指した構造物の景観整備を行い、快適な都市空間づくりを推進しています。

■高機能舗装やジョイントレス化の推進等

走りやすさと周辺環境の改善（騒音・振動の抑制）を目的に、雨天時でも視認性の良い排水性舗装への打ち替えのほか、損傷したジョイント（橋の継ぎ目）の取り替えや一部のジョイントをなくす工事を進めています。令和4年度は、3号神戸線、4号湾岸線リニューアル工事等において、大規模な舗装打ち替え、ジョイントの取り替え、一部のジョイントの撤去を実施しました。

■有人PAにおける電気自動車用急速充電サービスの提供

走行時に温室効果ガス・窒素化合物やエンジン音が発生しないなど、環境面に優れた電気自動車を、阪神高速道路においてもお客さまが安心して運転していただけるよう、阪神高速の全ての有人PA（右記6ヶ所）にて電気自動車用急速充電サービスを提供しています。



2-4. 日々の業務の着実かつ継続的な実施

2-4-1. 確実に心のこもった料金収受

阪神高速道路では、他の道路会社料金と合併徴収する料金所を除く大阪地区 93 箇所、兵庫地区 50 箇所の料金所（令和 5 年 3 月末時点）における料金収受業務を実施しています。

料金徴収を実施する料金所スタッフに対しては、「阪神高速道路」の顔であるという自覚を持って、お客さまに接するよう教育指導を行っています。この結果、当社が実施している「お客さま満足度調査」において、「料金所スタッフ対応」の項目は、他項目と比べて高い評価を頂いており、これまでの調査でも高水準を維持しています。

また、新型コロナウイルス感染防止に向けた取り組みとして、料金所及び営業所など施設内の定期的な換気、除菌、消毒を行うとともに、咳エチケットやマスク着用を徹底しています。

今後とも、お客さまの声を受けた業務改善やヒューマンエラー減少に向けた取り組みを実施し、正確かつ円滑な通行料金の収受を実行して、お客さまに満足していただける阪神高速道路の一端を担ってまいります。



2-4-2. 不正通行対策

阪神高速道路では、通行料金について、ご利用される全てのお客さまに公平にご負担いただくべく、不正通行車両の対策を強化しています。

令和4年度の対策としては、以下のものを実施しました。

① 「不正通行監視システム」の活用

不正通行車両等の把握と当該車両等の情報をデータベース化することにより、常習者に対する警告文書の送付、通行料金・割増金等の着実な回収、警察等関係機関との緊密な連携による悪質な不正通行者の情報共有等を実施しました。

② 社員による監視・啓発活動の実施

料金所での不正通行監視、PAでの不正通行防止に関する啓発活動を実施しました。

③ ホームページやSNS等による不正通行対策強化の広報を実施

不正通行は有料道路制度の根幹を揺るがす犯罪行為であり、今後とも、あらゆる手段で厳正に対処します。

2-4-3. 高架下管理業務

占用は、道路法等の一部を改正する法律（平成26年法律第53号）により、占用希望者の競合が見込まれる場合の占用者の選定手続の公平性及び透明性の向上、道路の適正な管理のための財源の確保につながる占用料収入の増加の観点から、占用料の多寡により占用者を選定する入札制度が導入されました。また、占用の事務について、道路整備特別措置法に基づき、平成27年度より機構から高速道路会社に委託されることとなりました。

【アウトカム指標】 占用件数・道路占用による収入・入札占用の実施件数

占用 (単位：件、百万円)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標
占用件数	1,243	1,225	1244	1239	1,225
道路占用による収入	442	—	455	—	—
入札占用件数	1	1	1	1	3

◆ 指標の考え方（算出方法）

過去３年分の占用件数、占用料収入、入札占用の実績値。

※道路占用に係る令和４年度実績値、令和５年度目標値及び中期目標値は
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が算出及び設定しています。

2-4-4. 交通管理業務

道路を通行できる車両の寸法や重量の最高限度は道路法・車両制限令に定められており、この限度を超える車両で許可なく通行した場合は、道路法の規定により罰せられます。阪神高速道路では、交通安全の確保、道路構造物の損傷の防止や沿道環境の保全のために、車両制限令等に違反して阪神高速道路を通行している車両に対し指導・取締りを実施し、道路法の規定に基づき（独）日本高速道路保有・債務返済機構名による措置命令書を交付することで、円滑な交通流の確保を目的とした管理水準を満足しました。



車両制限令等違反車両等の取締

①事案処理件数の実績

項 目	事 故	故 障	落下物	合 計
令和４年度 (令和３年度件数)	4,534 件 (4,615 件)	6,140 件 (5,922 件)	15,361 件 (17,117 件)	26,035 件 (27,654 件)

②車両制限令違反車両等に対する取締業務の実績

車両制限令に違反して阪神高速道路を通行している車両に対しては、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的とし、軸重超過・幅超過・高さ超過・長さ超過など、徹底した指導取締りを行ってきました。また、平成２９年４月１日より、高速道路６会社で車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の見直しを実施し、違反の程度に応じて点数を課するとともに累積点数により、講習会実施、

割引停止等の措置を講じました。令和４年度における違反車の引込み台数の実績（取締実績）は下記のとおりとなりました。

【アウトカム指標】

車限令違反車両取締実施回数・引込み台数・措置命令件数・即時告発件数

車限令違反取締 (単位:回、台、件)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R4～R7 平均)
取締実施回数	2,581	2,300	2518	2300	2,300
引込み台数	160	－	215		－
措置命令件数	42	－	43		－
即時告発件数	0	－	0		－

◆ 指標の考え方(算出方法)

取締実施回数、引込み台数、措置命令件数、即時告発件数は、それぞれ高速道路上で実施した車限令違反車両取締における回数、台数、件数を示します。

◆ 令和５年度の目標値の考え方

中期目標の達成を目指す目標設定としました。

【取締頻度】

大阪及び兵庫各地区において、取締実施計画に基づき、午前・午後・夜間及び早朝帯において、週あたり合計約 48 回の取締りを実施しました。

令和５年度も、警察や国土交通省等の関係機関と連携しながら取締りを実施してまいります。

【積載不適當車両に対する取締り】

路上の落下物による事故を未然に防止するため、車両制限令違反車両の取締りに併せて、また巡回時にも必要に応じ、積載不適當車両に対する是正指導・取締りを実施しました。

項 目	指導・取締台数
令和4年度 積載不适当車両 に対する指導・取締実績 (下段()内：令和3年度実績)	502 台 (431 台)

【危険物積載車両の通行制限にかかる周知活動について】

「神戸長田トンネル」及び「新神戸トンネル」の一部区間については、危険物積載車両の通行が禁止又は制限されていることから、兵庫地区では、車両制限令違反車両の取締り時に、危険物積載車両の禁止又は通行制限に関する周知活動を併せて実施しています。

③ポットホールの緊急対応

交通管理隊による緊急対応が可能なポットホールについては、緊急用舗装合材をポットホールに敷きならし、スコップ等で締め固め緊急補修を実施（緊急補修後、夜間・休日等の交通量が少ないときに本補修を実施）しています。その場で緊急対応を行い現場から速やかに退去（平均所要時間：19 分程度）することで、渋滞の影響を低減させています。令和4年度は330件の対応を実施しました。



ポットホールの緊急対応の様子

2-5. お客さま満足（CS）実現に関する取り組み

「先進の道路サービスへ」というグループ理念の下、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまによりご満足いただくため、お客さまからいただいたご意見・ご要望をグループ全体で共有し、改善を図っています。

令和4年度は、お客さま満足アッププラン2022の実施、2023の策定、お客さまセンター等に寄せられる「お客さまの声」や外部有識者を招いたCS向上懇談会等での議論を踏まえた改善に向けての取り組みの検討・実施等、CS向上のための取り組みを推進しました。

当社に寄せられる「お客さまの声」を受け、改善への取り組みについて議論や検討を実施し、向上したサービスをお客さまにお届けするサイクルをより効果的なものとするよう、今後も阪神高速グループ一丸となり、徹底したお客さま目線で考え、着実にCS向上を図ります。

【アウトカム指標】総合顧客満足度

総合顧客満足度 (単位：ポイント)	R3 年度 実績	R4 年度 目標	R4 年度 実績	R5 年度 目標	中期目標 (R7)
『阪神高速の総合満足度』	3.8	3.9	4.0	4.0	4.0

◆ 指標の考え方

お客さま満足度調査において、阪神高速道路の「総合的な満足度」について5段階で評価していただいています。（満足＝5点、どちらかといえば満足＝4点、どちらともいえない＝3点、どちらかといえば不満＝2点、不満＝1点と配点し、それぞれの回答数により加重平均。）

◆ 令和5年度目標値の考え方

中期経営計画（2023～2025）では、高水準の満足度を確保することを目標として満足度を4.0と設定しており、中期経営計画の初年度である令和5年度においても、CS向上の取り組みを継続・推進することによって、中期目標で掲げる満足度を確保することを目標として、目標値を【4.0】としました。

第3章 高速道路管理業務に関する各種データ

3-1. 高速道路管理業務に要した費用等

高速道路の維持、修繕その他の管理は、維持修繕業務（清掃、植栽、点検、補修等）や管理業務（料金収受、交通管理）等の費用計上される計画管理費と、新たに資産形成の対象となる修繕費・特定更新等工事費（債務引受額）により行っています。それぞれの令和4年度実績は以下のとおりです。

※端数処理の関係により計が合わない箇所があります。

3-1-1. 計画管理費

(1) 維持修繕費

[単位：億円（消費税抜き）、切り捨て]

業務名	主な業務内容	令和4年度 実績	(参考) 令和3年度 実績
清掃	路面、排水設備 等	9	10*
	料金所、道路サービス施設 等	5	5*
緑地管理	除草、剪定、点検 等	4	4
光熱水費	水道、電気 等	22	14
雪氷対策	凍結防止剤散布、除雪 等	5	5
保全点検	橋梁、土工、トンネル 等	22	23
	照明、通信、受配電 等	25	27
	トンネル換気、軸重計 等	19	18
	建物、料金所 等	5	2
道路本体及び付 属施設の補修	橋梁塗装塗替	4	4
	舗装補修	8	8
	伸縮継手補修	17	8
	道路構造物	26	36
	設備関係	21	22
その他	設計、測量、試験 等	5	7
計		203	201

令和4年度計画額：189億円

*精査の結果、過年度実績に誤りが見られたため訂正

【主な増減理由】

- ・補修強化による増

(2) 管理業務費

[単位：億円（消費税抜き）、切り捨て]

業務名	令和4年度 実績	(参考) 令和3年度 実績
料金收受業務委託費	58	58
交通管理業務委託費	25	25
手数料等	24	23
その他	21	18
計	130	125

令和4年度計画額：125 億円

【主な増減理由】

- ・ 料金収入の増額による手数料等の増

3-1-2. 修繕費（債務引受額）

[単位：億円、四捨五入]

業務名	令和4年度実績	
	主な工事内容	金額
工事費		236
橋梁修繕	橋梁塗装、高欄補修、伸縮継手補修等	11
トンネル修繕	トンネル内漏水対策等	2
のり面修繕	のり面对策	-
舗装修繕	舗装補修	18
交通安全施設修繕	滑り止め・合流注意対策等	4
交通管理施設修繕	道路情報板更新、車両重量計設備更新等	49
休憩施設修繕	休憩施設改修等	6
雪氷対策施設修繕	凍結防止関連設備更新	0
震災対策	-	-
環境対策	遮音壁改良等	5
トンネル防災	トンネル防災設備更新	23
のり面付属物設置	のり面土留め対策等	1
橋梁付属物設置	危険防止対策	10
トンネル施設修繕	トンネル換気設備改修等	2
電気施設修繕	道路照明設備更新、変電塔設備改修等	33
通信施設修繕	通信設備更新等	23
建築施設修繕	基地事務所改修等	30
機械施設修繕	機械設備更新等	21
その他	調査設計費、施工管理費、一般管理費、利息、消費税等	90
計		326

3-1-3. 特定更新等工事費（修繕）（債務引受額）

[単位：億円、四捨五入]

業務名		令和4年度実績	
		主な工事内容	金額
工事費			120
橋梁修繕	コンクリート構造物修繕	橋面防水、PC 桁補強等	68
	鋼構造物修繕	鋼高架橋床版取り替え、SFRC 舗装等	52
トンネル修繕		－	－
土工修繕		－	－
防護施設修繕		－	－
その他		施工管理費、測量及び試験費、一般管理費、利息、消費税等	41
計			161

3-2. アウトカム指標等一覧

アウトカム指標とは、お客さまに安全・安心・快適な高速道路サービスを提供するために、ご利用いただくお客さまの視点に立って、渋滞の緩和等、事業による効果や成果を分かりやすく示すための指標です。従前の業務量や費用という観点ではなく、実際に高速道路事業にもたらされた成果に観点をいたしました。

指標分類		令和3年度 実績値	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値	中期目標値 (令和4年度～7年度) ※1※2	コメント（実績・目標）	
I－1. 安全・安心の確保（交通安全対策）								
死傷事故をへらす	■死傷事故率 【単位：件／億台キロ】 自動車走行車両1億台キロあたりの死傷事故件数※7	10.4	10.3	14.1	10.2	10.0	新型コロナウイルス感染症の影響からの交通量が回復傾向にあるため渋滞量および追突事故が増加したことなどから、死傷事故件数も増加する結果となった。交通安全対策第3次アクションプログラムの評価結果を踏まえ、渋滞末尾への効果的な安全対策等の実施を進める。	
	■人等の立入事案件数 【単位：件】 歩行者、自転車、原動機付自転車等が高速道路に立入り、保護した事案の件数	308	300	338	300	280	新型コロナウイルス感染症の影響による外出の減少からの回復によって、原動機付自転車・自転車・歩行者いずれも増加傾向にあり、目標達成とはならなかった。引き続き、人等の立入事案の多い入口部を対象に、有料道路であることの注意喚起看板等の追加設置を進める。	
逆走事故を無くす	■逆走事故件数 【単位：件】 逆走による事故発生件数※7	1	0	2	0	0	逆走事故のうち1件は人身事故（一般道を逆走し17号西大阪線北津守出口料金所を突破後、17号西大阪線1.2KPにて順走車と正面衝突し後続車にも衝突したものであり、運転手は飲酒および認知症の疑いはなかった。今後も、逆走事案発生箇所を中心に原因の分析を進め、原因に対応した追加対策を推進する。	
	■逆走事案件数 【単位：件】 交通事故又は車両確保に至った逆走事案の件数※7	2		6				
I－2. 安全・安心の確保（構造物保全）								
構造物を安全に安心して使い続ける	■橋梁修繕着手率 【単位：％】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度（点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度）までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された橋梁のうち、当該年度までに修繕（設計を含む）に着手した橋梁数の割合	経間単位	点検1巡目に発見された要修繕橋梁に対する修繕着手率					点検1巡目の橋梁の点検で緊急を要する区分Ⅳの橋梁はなく、修繕が必要な区分Ⅲの橋梁は305経間であり、そのうち修繕に着手した橋梁は291経間、修繕着手率は95.4%であった。 点検2巡目の橋梁の点検でも緊急を要する区分Ⅳの橋梁はなく、修繕が必要な区分Ⅲの橋梁は468経間（令和元年度迄の点検診断分）であり、そのうち修繕に着手した橋梁は230経間、修繕着手率は49.1%であった。 引き続き、高速道路利用者又は第三者に被害を生ずる恐れのある損傷は速やかに応急対応するとともに、橋梁毎の損傷状況等を踏まえ修繕計画を策定し、次の点検までに措置を講じるよう実施していく。
			86.6%	89.5%	95.4%	100%	－	
		経間単位	点検2巡目に発見された要修繕橋梁に対する修繕着手率					
			29.5%	18.2%	49.1%	47.2%	－	
	■修繕着手済橋梁数 【単位：経間】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度（点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度）までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された橋梁のうち、当該年度までに修繕（設計を含む）に着手した橋梁数※10※11※12 下段の（）内は、要修繕橋梁数 【単位：橋又は経間】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度（点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度）までに点検し、判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された橋梁数	経間単位	点検1巡目に対する着手済み数					点検1巡目のトンネルの点検で緊急を要する区分Ⅳのトンネルはなく、修繕が必要な区分Ⅲのトンネルもなかった。 点検2巡目のトンネルの点検で緊急を要する区分Ⅳのトンネルはなく、修繕が必要な区分Ⅲのトンネルは2箇所（令和3年度迄の点検診断分）であった。そのうち修繕に着手したトンネルは1箇所、修繕着手率は50.0%であった。 引き続き、高速道路利用者又は第三者に被害を生ずる恐れのある損傷は速やかに応急対応するとともに、トンネル毎の損傷状況等を踏まえ修繕計画を策定し、次の点検までに措置を講じるよう実施していく。
			264 (305)		291 (305)		－	
		経間単位	点検2巡目に対する着手済み数					
			85 (288)		230 (468)		－	
	■橋梁の点検率 【単位：％】 省令に基づく点検の実施率【累計】※9※10※19	経間単位	点検1巡目に発見された要修繕トンネルに対する修繕着手率					令和元年度に省令点検の2巡目を開始し、橋梁の点検は全9,797経間のうち8,369経間（点検率：85％）を実施した。（令和4年度点検実施数：2001経間） 引き続き、計画的に点検を実施していく。
			65%		85%		100%	
	■トンネル修繕着手率 【単位：％】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度（点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度）までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断されたトンネルのうち、当該年度までに修繕（設計を含む）に着手したトンネル数の割合	経間単位	点検1巡目に発見された要修繕トンネルに対する修繕着手率					点検1巡目のトンネルの点検で緊急を要する区分Ⅳのトンネルはなく、修繕が必要な区分Ⅲのトンネルもなかった。 点検2巡目のトンネルの点検で緊急を要する区分Ⅳのトンネルはなく、修繕が必要な区分Ⅲのトンネルは2箇所（令和3年度迄の点検診断分）であった。そのうち修繕に着手したトンネルは1箇所、修繕着手率は50.0%であった。 引き続き、高速道路利用者又は第三者に被害を生ずる恐れのある損傷は速やかに応急対応するとともに、トンネル毎の損傷状況等を踏まえ修繕計画を策定し、次の点検までに措置を講じるよう実施していく。
			－	－	－	－	－	
		経間単位	点検2巡目に発見された要修繕トンネルに対する修繕着手率					
			0	0	50%	50%	－	
	■修繕着手済トンネル数 【単位：箇所】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度（点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度）までに判定区分Ⅲ、Ⅳと診断されたトンネルのうち、当該年度までに修繕（設計を含む）に着手したトンネル数※11※12 下段の（）内は、要修繕トンネル数 【単位：箇所】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度（点検2巡目：令和元年度から当該年度の前年度）までに点検し、判定区分Ⅲ、Ⅳと診断されたトンネル数	経間単位	点検1巡目に対する着手済み数					点検1巡目のトンネルの点検で緊急を要する区分Ⅳのトンネルはなく、修繕が必要な区分Ⅲのトンネルもなかった。 点検2巡目のトンネルの点検で緊急を要する区分Ⅳのトンネルはなく、修繕が必要な区分Ⅲのトンネルは2箇所（令和3年度迄の点検診断分）であった。そのうち修繕に着手したトンネルは1箇所、修繕着手率は50.0%であった。 引き続き、高速道路利用者又は第三者に被害を生ずる恐れのある損傷は速やかに応急対応するとともに、トンネル毎の損傷状況等を踏まえ修繕計画を策定し、次の点検までに措置を講じるよう実施していく。
			0 (0)		0 (0)		－	
		経間単位	点検2巡目に対する着手済み数					
			0 (1)		1 (2)		－	

指標分類		令和3年度 実績値	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値	中期目標値 (令和4年度～7年度) 第1期2	コメント（実績・目標）	
構造物を安全に安心して使 い続ける	■トンネルの点検率 【単位：％】 省令に基づく点検の実施率【累計】※9※19	70%		92%		100%	令和元年度に省令点検の2巡目を開始し、トンネルの点 検は全37箇所のうち34箇所（点検率：92％）を実施した。 （令和4年度点検実施数：8箇所） 引き続き、計画的に点検を実施していく。	
		点検1巡目に発見された要修繕道路附属物等に対する修繕着手率					点検1巡目の道路附属物等の点検で緊急を要する区分 Ⅳの道路附属物等はなく、修繕が必要な区分Ⅲの道路 附属物等は3施設であり、全施設の修繕に着手済み。 （修繕着手率100％） 点検2巡目の道路附属物等の点検でも緊急を要する区 分Ⅳの道路附属物等はなく、修繕が必要な区分Ⅲの道 路附属物等は16施設（令和3年度迄の点検診断分）で あり、そのうち修繕に着手した道路附属物等は3施設、 修繕着手率は18.8％であった。 引き続き、高速道路利用者又は第三者に被害を生ずる 恐れのある損傷は速やかに応急対応するとともに、道路 附属物等毎の損傷状況等を踏まえ修繕計画を策定し、 次回の点検までに措置を講じるよう実施していく。	
	■道路附属物等修繕着手率 【単位：％】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度（点検2巡目 ：令和元年度から当該年度の前年度）までに判定 区分Ⅲ、Ⅳと診断された道路附属物等のうち、当該 年度までに修繕（設計を含む）に着手した道路附属物 等数の割合	66.7%	100%	100%	100%	－		
		点検2巡目に発見された要修繕道路附属物等に対する修繕着手率						
		7.7%	6.3%	18.8%	12.5%	－		
	■修繕着手済道路附属物等数 【単位：施設】 点検1巡目：平成26年度から平成30年度（点検2巡目 ：令和元年度から当該年度の前年度）までに判定 区分Ⅲ、Ⅳと診断された道路附属物等のうち、当該 年度までに修繕（設計を含む）に着手した道路附属物 等数※11※12	点検1巡目に対する着手済み数					引き続き、高速道路利用者又は第三者に被害を生ずる 恐れのある損傷は速やかに応急対応するとともに、道路 附属物等毎の損傷状況等を踏まえ修繕計画を策定し、 次回の点検までに措置を講じるよう実施していく。	
		2 (3)		3 (3)		－		
		点検2巡目に対する着手済み数						
	下段の（）内は、要修繕道路附属物等数 【単位：施設】 平成26年度から当該年度の前年度までに点検し、判 定区分Ⅲ、Ⅳと診断された道路附属物等数	1 (13)		3 (16)		－		
■道路附属物等の点検率 【単位：％】 省令に基づく点検の実施率【累計】※9※13※19	67%		81%		100%	令和元年度は省令点検の2巡目を開始し、道路附属物 等の点検は全1,173施設ののうち946施設（点検率：81％） を実施した。（令和4年度点検実施数：164施設） 引き続き、計画的に点検を実施していく。		
構造物に悪影響を及ぼす 違反をなくす	■車限令違反取締実施回数 【単位：回】高速道路上で実施下車限令違反車両取締 の回数※8	2,581	2,300	2,518	2,300	2,300	令和4年度の実績については、これまで新型コロナウイ ルス感染症まん延による影響から、一般料金所での少人 数取締りを重点的に実施していたが、感染状況が落ち着 き、複数班で対応する集約料金所での取締機会が増加 したため、相対的に取締実施回数が減少した。 今後も状況を鑑みつつ、効果的な取締りを目指して取り 組んでいく。	
	引き込み台数 【単位：回】取締により引き込んだ台数	160		215				
	措置命令件数 【単位：件】度値命令を行った件数	42		43				
	即時告発件数 【単位：件】即時告発を行った件数	0		0				
道路をつくる 地域に強い	■橋梁の耐震補強完了率 【単位：％】 15m以上の橋梁数に占める耐震性能2を有する橋梁 数の割合※14※15※18	93.9%	97.3%	97.3%	98.1%	99%	速やかな機能回復が可能な性能を示す既設道路橋の耐 震性能2を満足する橋梁は、全263橋のうち256橋。 引き続き、関係機関との協議等を行い、計画的に対策を 実施していく。	
Ⅱ. 快適な走行サービスの提供								
渋滞をへらす	渋滞損失時間 【単位：万台・時】 渋滞が発生することによる利用者の年間損失時間	812	880	1,071	1,107	870	【渋滞損失時間・ピンポイント渋滞対策】 新型コロナウイルス感染症の影響から交通量が回復して きていること、令和4年度より開始した大規模更新工事 （喜連瓜破・阿波座）による迂回車両の影響により、令和4 年度の渋滞損失時間は前年度と比較し約3割増加、令 和元年度と比較して約2割増。引き続き交通状況を注視 し、ボトルネック渋滞対策の推進、及びお客さまに運転行 動を変えていただくための訴求活動などを実施するととも に、新たに渋滞発生した箇所について対策を検討実施す る。 【通行止め時間】 令和4年度は、リニューアル工事に伴う終日通行止めは2 回に増加し、また、大規模更新、修繕工事（喜連瓜破、阿 波座）による通行止め、車線規制も実施されたため、工事 による通行止め時間が増加した。引き続き、工事による 通行止めを必要最小限に留める等、通行止め時間の減少 に努める。	
	ピンポイント渋滞対策実施箇所 【単位：箇所】 ピンポイント渋滞対策を実施し ている箇所数	新規着手箇所数	0		0			
		対策実施箇所数	0		0			
		完了箇所数 【H27以降の累計 値】	3		3			
	■通行止め時間 【単位：時間】 雨、雪、事故、工事等に伴う年 間の平均通行止め時間※6	災害・悪天候	0.2		0.2			
		事故・その他	0.4		0.4			
		工事	5		19			

指標分類		令和3年度 実績値	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値	中期目標値 (令和4年度～7年度) ※1※2	コメント（実績・目標）
路上工事の渋滞を 最小化する	路上工事による渋滞損失時間 [単位:万台・時] 路上工事に起因する渋滞が発生したことによる利用者の年間損失時間※4	15	123	193	206	143	令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた交通量が回復したことに加え、大規模修繕事業等の影響により渋滞損失時間が前年度より増加した。引き続き、工事規制に係る広報活動の強化により影響緩和を図るとともに、同一区間工事の集約化など、渋滞損失時間・交通規制時間短縮に努めていく。
	交通規制時間 [単位:時間/㎞] 道路1kmあたりの路上工事に伴う交通規制時間	135		221			
	集中工事※5を除く	126		126			
走り 維持 する 道路を	■快速走行路面率 [単位:％] 快速に走行できる舗装路面の車線延長比率	97%	97%	96%	96%	97% (平均)	3号神戸線(摩耶～芦屋)リニューアル工事等により約78km・車線の舗装補修を実施した。 引き続き、計画的に舗装補修を実施していく。
Ⅲ. 地域との連携							
観光振興に 貢献する	■企画割引						令和4年度は、新型コロナウイルス感染症への感染対策の制限緩和等の影響を受け、企画割引を実施することができた。 引き続き、お客さまが利用しやすい企画割引の提供に努め、販売促進を図る。
	販売件数 [単位:千件] 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の販売件数	0	121	208	134	720 (累積)	
	実施件数 [単位:件] 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の実施件数	1		1			
地域に 開放する 施設を	販売件数(観光施設とのセット販売) [単位:千件] 観光施設の利用料金等とセット販売した企画割引の販売件数		0		0	0	令和4年度は、新型コロナウイルス感染症への感染対策の制限緩和等の影響を受け、イベントを実施することができた。 引き続き、地元関係機関にイベント等でPAを活用いただけるよう調整を実施していく。
	■SA・PAの地元利用日数 [単位:日] 地元が販売・イベント等によりSA・PAを利用した日数	14	14	16	16	52 (累積)	
道路空間を 地域に 開放する	■占用						占用申請に対し、機構との間で締結している事務委託契約等に基づき適切に対応し、令和3年度と比較して占用件数、占用料収入は共に増加した。令和5年度もニーズに応じて道路空間の有効かつ適正な活用に取り組んでいき、事務委託契約等に基づき適切に対応していく。
	占用件数 [単位:件] 道路占用件数	1,243	1,225	1,244	1,239	1,225	
	道路占用による収入 [単位:百万円] 道路占用による収入	442		455			
資産を 有効 活用する	入札占用件数 [単位:件] 入札占用制度による占用件数	1	1	1	1	3	占用申請に対し、機構との間で締結している事務委託契約等に基づき適切に対応し、令和3年度と同等の実績となった。引き続き、事務委託契約等に基づき適切に対応していく。

指標分類		令和3年度 実績値	令和4年度 目標値	令和4年度 実績値	令和5年度 目標値	中期目標値 (令和4年度～7年度) ※1※2	コメント（実績・目標）
Ⅳ. コスト削減							
新技術の活用を 促進させる	■インセンティブ助成※17※18						令和4年度は助成対象となる工事はなかった。 引き続き、新技術・新工法の開発、現場での創意工夫等 による積極的なコスト削減を目指していく。
	認定件数 〔単位：件〕 新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成の 認定件数	0	1	0	1	4 （累積）	
	交付件数 〔単位：件〕 新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成の 交付件数	0		0			
	交付額 〔単位：百万円〕 新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成の 交付件額	0		0			
Ⅴ. 総合的な取組の推進							
サービス向上に 努める	■総合顧客満足度 〔単位：ポイント〕 CS調査等で把握するお客様の満足度〔5段階評価〕	3.8	3.9	4.0	4.0	4.0	情報提供の強化に加え、「泉大津大型専用パーキングエ リア」の新設、乗り放題バスを約2年半ぶりに再開するな どの施策を実施し、総合顧客満足度の向上に努めた。引 き続き、お客さまの声の各種サービスへの反映等をおし て、総合顧客満足度の向上を目指す。
お客さまの 満足度を 高める	■年間利用台数 〔単位：百万台〕 支払料金所における年間の通行台数※3	249	256	258	258	276	令和4年度は、緊急事態宣言等の行動制限期間はな かったが、上半期は新型コロナウイルス感染症の影響が 見られた。ただ、前年度よりも影響は緩和しており、年間 利用台数の回復が見られた。 新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、利用促 進に係る広報や多様なサービスの提供等により、更なる 高速道路の利用促進を図る。
ETC2.0の 普及促進	■ETC2.0利用率 〔単位：％〕 全通行台数（総入口交通量）に占めるETC2.0利用台 数の割合	27.9%	30.3%	29.6%	32.7%	37.0%	ETC普及促進広報等の効果により、ETC2.0利用率が上 昇した。 さらなる普及促進に向け、引き続き各種広報施策等を実 施する。

※1： 中期目標の期間は令和4年～令和7年度。
※2： 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取組計画をもとに、令和7年度までの傾向（トレンド）等により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。
※3： 支払い料金所を複数回通過した場合でも「1台」として集計。
※4： 本線渋滞損失時間に全体の渋滞量（渋滞距離と渋滞時間）を乗じたもの）に対する路上工事に起因する渋滞量の割合を乗じたもの。
※5： 集中工事を除いた路上工事時間とは、お客様が迂回や時間・日程調整など回避行動をとることができるよう区間・期間を事前に広く広報した上で行う工事を除いた路上工事時間である。
※6： 上下線別の通行止め時間に距離を乗じた年間のべ時間・距離を営業延長で除算したもの。
※7： 数値は1/1～12/31間の年間値。
※8： 車線令取締違反における令和4年度目標及び中期目標は、取締実施回数について設定している。
※9： 令和元年度以降の省令点検2巡目については、管理施設数に対する令和元年度から当該年度までの点検数の比率を示している。
（管理施設数は平成31年4月1日時点の数量を基準とする。）
※10： 径間とは、高架橋及び橋等に係る支点（橋脚または橋台）間をいう。
※11： 平成26年7月より施行されたトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年国土交通省告示第426号）に基づき橋梁/トンネル/道路附属物等毎に総合的に健全性が診断された橋梁/トンネル/道路附属物等。
※12： 修繕（設計を含む）に着手または完了したもの。
※13： 令和元年度以降の省令点検2巡目については、管理施設数に対する令和元年度から当該年度までの点検数の比率を示している。
（管理施設数は平成31年4月1日時点の数量を基準とする。）
※14： 兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の割合。
※15： 中期目標の年次は令和7年度とし、全ての対策重点地域※15で耐震補強を完了することとする。また、令和8年度までに全国で耐震補強の完了を目指すこととする。
※16： 全国地震動予測地図2016年版（地震調査研究推進本部）で示されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震等、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%以上の地域。
※17： インセンティブ助成とは、高速道路の新設、改築、修繕その他の管理に要する費用の削減を助成するための仕組みをいう。
※18： インセンティブ助成における令和5年度の目標及び中期目標は、認定件数について設定している。
※19： 表記上、小数第一位にて四捨五入している。

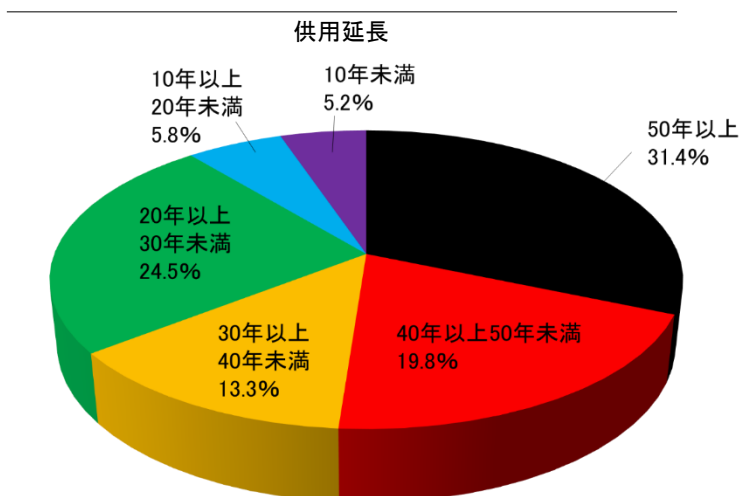
《参考》 道路資産データ等

①道路構造物延長

	供用延長(km)				経年数 ^{※1} (年)	備考
	全体	土工延長	橋梁延長	トンネル延長		
全線	258.1	23.6	202.1	32.4	38.0	令和5年3月末時点

※1) 経年数＝

Σ (供用区間単位の延長 * 1 供用区間単位の供用後年数)



②交通量

	交通量(千台/日)						備考
	全体	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車	
全線	707	113	437	81	64	12	令和4年度平均

③ETC利用率

	ETC利用率(%)						備考
	全体	軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車	
全線	96.5	90.9	97.1	98.3	99.6	99.4	令和5年3月時点

④異常気象による通行止め

(単位:回)

	平成 23年 度	平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年 度	平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
大阪	0	0	1	0	0	0	3	4	3	3	2	2
兵庫	0	0	3	5	0	0	4	4	3	0	1	1
京都	1	1	1	2	0	0	0	3	—	—	—	—
合計	1	1	5	7	0	0	7	11	6	3	3	3